

社会主義人格の全面的発達，女性・家族政策と性教育

—— 70年代DDRにおける性教育（その1） ——

池 谷 壽 夫

目 次

はじめに —— 本論文の課題

1. 社会主義人格の全面的発達と性教育
2. SEDの家族・女性政策とその背景
3. 愛，結婚および家族への準備としての性教育
4. 妊娠中絶法と避妊教育の必要性

おわりに —— まとめにかえて

キーワード：社会主義人格の全面的発達，性教育，愛，結婚および家族への準備

はじめに —— 本論文の課題

70年代のドイツ民主共和国（以下DDRと略）における性教育の内容と実践に大きな影響を与えた要因はいくつかある。1つは、70年代に入ると、社会主義人格の「全面的発達」という課題が、いっそう前面に押し出されてきたことである。池谷（2012）で詳細にみたように、すでに60年代に社会主義人格の発達が求められていたが、70年代に入ると社会主義人格の「全面的発達」が強調されてくる。ドイツ社会主義統一党（以下SEDと略）第8回の党大会（1971年6月）において「社会主義人格の全面的発達」が公的に提起されたのである。その後、この課題は、SED政治局によって確認された「1975年までのDDRのマルクス・レーニン主義社会諸科学の中央研究プラン」の中で、10の「研究と重点テーマ」の8番目に挙げられている（Zentraler Forschungsplan 1975: 176f.）。教育科学は性教育も含めて、この社会主義人格の全面的発達という課題の一環に据えられていくことになる。

また、青少年政策においても社会主義人格の「全面的発達」が強調される。これもすでに池谷（2011）で述べたように、青少年政策は60年代に「ドイツ民主共和国の青少年を社会主義の包括

的な建設に参加させ、国民経済と国家の指導のもとに職業、学校、文化およびスポーツにおいて、彼らのイニシアティブを全面的に支援する法律」(以下1964年青少年法、1964年5月4日)において展開されていた。そして70年代には「ドイツ民主共和国の青少年を発達した社会主義社会づくりに参加させ、ドイツ民主共和国において彼らを全面的に支援することに関する法律」(以下、1974年青少年法、1974年1月28日)において、さらにいっそう青少年を社会主義建設へと参加させ社会主義的人格へと発達させることが強調されていく。

もう一つ、70年代の性教育に大きなインパクトを与えた要因は、70年代に家族政策が人口政策および男女同権・女性労働政策の一環としてますます重視されたことである。それは、SED第8回党大会での家族・女性政策に見ることができる。そこでは母性と就業の調和、家族計画の強化、出生促進路線が宣言されたのである。

この女性・家族政策とも関連するが、3つ目の要因は、1972年に制定された「妊娠中絶に関する法律」である。この法律で妊娠中絶が自由化されたことに伴い、それに対応した性教育、とりわけ避妊教育がいっそう社会的に求められることになった(池谷2009)。

以上のような状況の中で、70年代のDDRにおける性教育はどのような変化を遂げたのだろうか。

ところで、70年代に入ると、就学前期の幼稚園や障害児学校でも性教育が試行されてくる。これも70年代の性教育のもう一つの大きな特徴ともなっている。

そこで本論文では、70年代DDRにおける性教育の特徴を、とりわけ社会主義人格の全面的発達、女性労働政策、家族政策の重視、妊娠中絶の自由化という3つの大きな視点から検討していくこととし、諸教育機関における性教育の実践については別稿で論じることとする。

1. 社会主義人格の全面的発達と性教育

(1) 社会主義人格の全面的発達論

1971～1975年教育学研究の長期プラン

SED第8回党大会の1年前に、第7回教育会議(1970年5月)が9年ぶりに開かれた。この会議の討論を踏まえて作成されたのが、「1971～1975年教育学研究の長期計画」(Perspektivplan der pädagogischen Forschung 1971 bis 1975)である。この計画において、社会主義憲法において定められた普通10年制上級学校の義務を人民のすべての子どものために実現するために、次の5つの基本任務が提起された。

1. 陶冶・訓育のイデオロギー的・理論的な根本問題、教授プランと「DDR学校青少年の国家公民教育のさらなる発展についての任務」並びに科学的な先行の実現に関する調査研究
2. 授業、授業外活動、ピオニールと自由ドイツ青年団の活動における陶冶・訓育の目標、

内容、方法、組織形態および手段に関する調査研究、教授プランと「DDR 学校青少年の国家公民教育のさらなる発展についての任務」の実現に関する調査研究

3. 人民教育制度をさらに発展させるための科学的な先行を確実なものにすることに関する調査研究
4. 人民教育制度の計画、指導、組織化に関する調査研究
5. 教育（学）者の養成と継続教育をさらに発展させることに関する調査研究 (ibid.: 437)

そしてこの基本任務を果たすために、さらに以下の 11 の調査研究が重点項目として掲げられている (ibid.: 437-8)。その 1 つが、「子ども・青少年期における社会主義人格の発達理論に関する調査研究」である。

- ・マルクス・レーニン主義社会諸科学の一部としての教育科学におけるマルクス・レーニン主義の創造的応用に関する調査研究、とくに教育学理論のさらなる発展と教育学研究の方法論 (Methodologie und Methodik) の発展に関する調査研究
- ・子ども・青少年期における社会主義人格の発達理論に関する調査研究
- ・社会主義普通教育の理論、新たな教授プランの理論的立場、普通教育学校の機能に関する調査研究
- ・西ドイツにおける帝国主義的な学校政策と教育学、とくに反共産主義と対決することに関する調査研究、および民主主義的代替志向の調査研究
- ・全日制陶冶・訓育の条件下での社会主義国家公民教育の合法則性を探求することに関する調査研究
- ・社会主義学校の授業理論と、教授プランおよび「任務」を実現する際の陶冶・訓育全過程の分析に基づいた総合的な授業実施の理論とに関する調査研究
- ・人民教育制度のさらなる発展のために科学的な先行を確保することに関する研究・開発作業
- ・社会主義的教員・教育指導者の養成・継続教育の長期的発展の内容と方法およびその科学的基礎に関する調査研究
- ・校長と郡視学委員による総合的な陶冶・訓育過程の計画と指導に関する調査研究
- ・人民教育制度における電子データ処理使用準備と電子データ処理使用に関する研究・開発作業
- ・マルクス・レーニン主義科学論とマルクス・レーニン主義組織科学の諸認識を創造的に応用した、教育学研究における社会主義的科学組織の発展に関する調査研究 (437-8)

第 8 回党大会中央委員会報告における「社会主義人格の全面的発達」概念

1971 年に開催された SED 第 8 回党大会で、「社会主義人格の全面的発達」概念が公的に登場する。まず大会報告の目次は以下のようになっている (Bericht 1971: 107-8)。

- ・ 国際的発展の主要傾向とドイツ社会主義統一党の外交路線
- ・ ドイツ民主共和国における社会主義社会の発展
- われわれの労働の成果、われわれの経済政策の目標と基本任務

1. 1971～1975年5カ年計画の主要任務について
2. われわれの経済の効果の増大のいくつかの問題について
3. 指導と計画のさらなる完成

社会主義国家秩序の強化と完成

1. 労働者階級とその同盟-パートナー
 2. 労働権力のさらなる強化、社会主義的民主主義の発展
 3. 社会主義人格の形成——社会主義社会秩序づくりの際の党の主要任務
- ・ ドイツ社会主義統一党——ドイツ民主共和国における社会主義社会の指導力
 - 1. 党の闘争力の増大、その政治的・イデオロギー的および組織的な強化
 - 2. 党組織の強化。幹部の選出、発展、専門・継続教育
 - 3. ドイツ社会主義統一党のイデオロギー的・理論的作業。アジテーションとプロパガンダおよびそれらのマルクス・レーニン主義の攻勢への貢献
 - 4. 国際革命運動の統一およびその国際関係発展のためのドイツ社会主義統一党の活動

この目次を見てもわかるように、「社会主義人格の形成」は、「社会主義国家秩序の強化と完成」のための重要な環の1つとして位置づけられている。そして、この報告では、社会主義人格とその発達について、以下のように言及されている。

社会主義社会のもっとも高貴な目標の一つであり、その最大の達成の一つは、全面的に発達した人格である。そこで問題となるのは、遠い将来において達成される目標ではない。われわれがここで「人格」について語るとき、われわれが考えているのは、人間的個人がもつとくに特徴的な精神的・道徳的な刻印である。(.....) 社会主義人格は、その労働集団の中で、社会主義競争における最高の成果をめぐる闘いのなかで、学習の際に、スポーツにおいてそして文化の宝庫をわがものとする際に、すべての領域にわたるわが社会の指導と計画に参加する際に発達する。持続的な影響を及ぼすのは、人間の発達に対するイデオロギー的労働である。(ibid.: 70)

そして、社会主義人格のめざすものが、次のように述べられている。

堅固な知識と能力にもとづいて、すべての創造的な諸力と諸能力を発達させ、青少年に高い倫理的・道徳的および美的・文化的価値を伝達し、青少年を社会主義的世界観の精神で教育することが重要である。親、社会主義子ども・青少年組織と一緒に、すべての社会諸勢力に支えられて、わが上級学校は、若い人々を、社会主義の理念に忠誠を誓い、愛国主義者お

よび国際主義者として感じ行動し，社会主義労働態度によって卓越し，能動的に社会的生活の形成に協力する，高い知識を備えた意識的な国家公民へと教育する。(ibid.: 72)

このように全面的に発達した社会主義人格とは，社会主義の指導と計画に参加するところで発達するものであり，その目標は，青少年のすべての諸能力を発達させて，彼らを社会主義的世界観の精神で教育することである。それはより具体的には，青少年を，「社会主義の理念に忠誠を誓い，愛国主義者および国際主義者として感じ行動し，社会主義労働態度によって卓越し，能動的に社会的生活の形成に協力する，高い知識を備えた意識的な国家公民」へと教育することを意味している。

1974 年青少年法における「社会主義人格の全面的発達」概念

次に社会主義人格概念を政治的・イデオロギー的に理解する上で重要な文書は，1974 年青少年法である¹⁾。これによって青少年をまるごと社会主義建設へと動員する体制が整えられていくことになる。この法律は以下のような構成となっている。

前文

- ・ 青少年の社会主義人格への発達
- ・ 勤労青少年のイニシアティブの促進
- ・ 在学青少年と学生のイニシアティブの促進
- ・ 社会主義防衛に対する青少年の権利と名誉ある義務
- ・ 青少年の豊かな文化的生活の展開
- ・ 青少年の間での身体文化とスポーツの発展
- ・ 青少年の労働・生活条件づくり
- ・ 青少年の休暇づくりと観光旅行
- ・ 社会主義青少年政策の国家的任務の指導
- ・ 最終規定

この 1974 年青少年法では，青少年を社会主義的イデオロギーへと総動員し，祖国を防衛する任務を果たすようにさせること，これが最重要視されている。まずその前文で，青少年の任務が次のように謳われる。

ドイツ民主共和国における発達した社会主義社会をともに作り，そしてソ連との固い兄弟同盟のなかで社会主義国家共同体の全面的な統合に協力すること——これが今日の青少年の革命的任務である。これは彼らの基本的権利および彼らの基本的義務である。それぞれの若者には，ドイツ民主共和国の憲法のうちに定められた人間主義的諸原則にふさわしく，

自分の才能と能力を自由にかつ創造的に展開し、自己を人格として発達させ、幸福な生活を送る諸条件が与えられている。平和の確保、人間の福祉、人民の幸福、労働者階級と全勤労働者の利害のためにあらゆることをなすこと——このことのうちにこそ青少年の人生の意味と内容がある。（<http://www.ddr-schulrecht.de/Schulrechtssammlung%20-%20DDR-Dateien/pdf/1974-2a.pdf>）

その上で、第1部「青少年の社会主義人格への発達」の第1条で、「社会主義人格の発達」が次のように説明される。

第1条 (1) 発達した社会主義社会づくりの際の優先的な任務は、すべての若者を社会主義の理念に忠実に従い、愛国主義者および国際主義者として考え行動し、社会主義を強化し、すべての敵から社会主義を確実に守る国家公民へと訓育すること、である。青少年は自ら自分を社会主義的人格へと発達させることに対して、高い責任を担っている。

(2) 若き市民の任務は、社会主義的な仕方でも働き学習し生活し、無私にかつ粘り強く自分の社会主義祖国——ドイツ民主共和国——の福祉のために行動し、ソ連および他の社会主義兄弟国と友好同盟を強め、社会主義国家共同体の全面的な協力のために働くことである。青少年の名誉ある義務は、労働者階級の革命的伝統と社会主義の達成物を尊重し擁護し、平和と人民の友好のために尽力し反帝国主義的連帯を行使することである。すべての若者は、社会主義的態度としっかりした知と能力によって際立ち、高い道徳的・文化的価値を自分のものにし、能動的に社会的・政治的生活に、国家と社会の指導に参加すべきである。労働者階級の科学的世界観であるマルクス・レーニン主義をわがものとし、攻勢的に帝国主義的イデオロギーと対決する努力が全面的に支援される。若者は、自己と他者に対する責任感情、集団意識および進んで助けること、粘り強さと目標に向かって努力すること、誠実さと謙虚さ、勇気と毅然とした態度、忍耐と規律、年長者、彼らの業績と功績に対する尊重並びに異性に対する責任意識のある行動、といった諸性質によって抜きん出さなければならない。

第2条 (1) 若者の社会主義人格への発達は、ドイツ民主共和国の国家政策および社会主義国家権力の全活動の構成要素である。

ここではもう説明するまでもないが、社会主義人格の全面的発達とは、青少年の諸能力を全面的に発達させて、社会主義社会への建設へと動員し、社会主義社会のために献身するような道徳とイデオロギーを身につけさせることを意味しているのである²⁾。

(2) 社会主義人格の発達と性教育

ところで、第7回教育会議とSED第8回党大会の決定をふまえて、1970年9月15日にドイツ教育中央研究所(DPZI)にかえて教育科学アカデミー(PWA)が創設される。そしてこのアカデミー内に、研究グループ「子ども・青少年期における社会主義人格の発達理論」³⁾がつくられ、そこで精力的に社会主義人格に関して教育学、心理学、社会学などから多面的な研究が進められていく。

教育科学アカデミーの総裁であるNeuner(1972)は、第8回党大会と第7回教育会議において、全面的に発達した社会主義人格に関する見解がいつそう発展させられているとして、「社会主義人格の発達と教育のすべての側面をその内的、組織的な関連で新たな条件のもとで内容的に仕上げるという任務」(610)を教育者に求めている。その中心にあるのは、「人格の問題は明らかに帝国主義的敵と、そして左右の修正主義との主要なイデオロギー的対決点」(613)だという政治的・イデオロギー的な状況認識である。つまりこの時期、人格(個人)と社会との関係をめぐって、一方では社会主義は人格(個人)を抑圧するという社会主義に対するイデオロギー的攻撃があり、他方では社会主義思想の内部でも、人格をめぐってイデオロギー的対決があったのである⁴⁾。したがって何よりも「わが社会主義国家の全市民、とくに若者に、労働者階級の世界観と道徳を伝達し、彼らを労働者階級の科学的イデオロギーの精神で教育するという任務」(608f.)が強く求められることになった。

Klimpel(1972)もまた、社会主義人格の発達は授業に限定されるものではないことを強調して、次のように述べている。「むしろ重要なのは、人格発達を何よりもまた社会主義的意識に関係づけて、全日的な過程として組織し指導することである。社会主義人格の全生活活動を、労働と学習、政治的活動と余暇づくりが社会的利害関心によって規定され、労働者階級のイデオロギーによって貫かれるように形成することが肝要である」(634)。

Hörz(1979)によれば、社会主義人格とは次のような人間を指す。すなわち、「労働者階級の階級的立場を自分のものとし、自分の労働を自分の人格発達のフィールドとみなし、自分の労働給付(Arbeitsleistung)を社会的発展への貢献としてとらえる人間、自分の故郷を愛し、喜んでそれを防衛する人間、他人との付き合いで仲間・同志的で、友好的で、思いやりがあり、礼儀正しい人間、子どもと老人の世話をする人間、文化豊かに異性との関係をつくる人間」(28)である。

このように社会主義人格の全面的発達という課題には、人格と社会をめぐる重要な政治的・イデオロギー的闘争という意味が付着しており、そこで目指される人間とは、労働者階級の道徳とイデオロギーを体得した人間なのである。そして、こうした社会主義人格の全面的発達の任務の1つとしてNeunerが強調するのが、親密な関係領域での「性倫理教育」である。

社会主義人格の全面的発達に関するわれわれの見解の一層の発展と関連して、われわれはセクシュアリティと性倫理教育の問題にももっと注目を向けねばならない。愛とセクシュア

リティは社会主義人格の全面的な発達と教育の1つの本質的領域である、そして、必要なのは、成長期にある世代を愛とセクシュアリティへの健康で責任意識ある振る舞いへと教育すること、この領域における振る舞いのための社会主義規範をもうけること、愛とセクシュアリティを意味ある仕方です社会主義的な生活様式と道徳の全体性へと組み入れることである。

(611)

このように、親密な人格的・個人的関係領域における愛とセクシュアリティがその人格発達の重要な領域として位置づけられ、愛とセクシュアリティを社会主義生活様式と道徳へ組み入れるために、性倫理教育が強調されているのである（なおこの点については後述する）。

2. SED の家族・女性政策とその背景

たしかに、すでに60年代に性教育は狭くは結婚とパートナーシップへの準備教育として位置づけられていたが、しかしそれは性教育の重要な一部分という意味においてであった。70年代に入ると、国家・党の女性・家族政策、とりわけ「子ども政策」のもとで、この側面がますます強く前景に押し出されるようになる。これが70年代における性教育の重要な特徴であると言ってよいであろう。そこで、ここでは60年代から70年代にかけてのDDRの家族・女性政策を概観し、その上でその政策の社会的必要性を検討しておくことにする。

(1) SED の家族・女性政策

1965年家族法

DDRの家族政策を見る際にまずもって重要なのは、1965年に制定された家族法である（池谷2009, 2011）。家族法ではまず第1に、「家族は社会の最小の細胞」（前文）であることが強調される。家族は社会という生命体を構成する最小の細胞という重要な位置づけがなされているのである。そこで、第1条では家族に対する国家の責務が明記されている。すなわち、「社会主義国家は結婚と家族を保護し支援する」とともに、「全公民に対して結婚と家族に対する責任意識ある行動を期待する」とされる。より具体的には、家族には、「人間の行動を社会主義社会における人格として規定する諸能力と諸性質が支援され促進される1つの共同体」（前文）であることが期待されるのである。

第2に、家族は「生涯にわたって結ばれた結婚と、男女間の感情関係とすべての家族成員間相互の愛、尊重および相互の信頼の関係から生じるとくに緊密な結合にもとづく」（前文）ものと定義されている。家族は男女間の生涯にわたる結婚、男女間の感情関係と、愛・尊重・相互信頼からなるものと規定されている。第5条でもこう謳われている。「結婚の締結によって夫と妻は相互の愛、尊重と貞節に、相互に対する理解と信頼と利己的でない援助にもとづく、生涯にわたって結ばれた共同体を築く」。したがって家族では、「夫と妻の同権」が「社会主義社会における家

族の性格を決定的に規定する」(第2条)ものであることが求められる。このことは「社会主義社会が、他者の人格を尊重し他者が自分の能力を発達させる際には支援することを要求する」(第2条)ことをも意味している。男女・夫婦同権は、さらに第10条で以下のように具体的に述べられている。

1. 夫婦双方は、子どもの教育と世話および家事の際に分担する。夫婦相互の関係は、妻が自分の職業的・社会的活動を母性と両立することができるように築かれねばならない。
2. これまで職業活動をしていない配偶者が職を得た場合、あるいは、継続教育を受けたり社会的労働をしたりするのを決心したりした場合には、他の配偶者は仲間・同志の考慮と援助でその配偶者の企図を支援する。

家族法の第3の特徴は、親の教育責務が明記されていることである。まず第3条で「親のもっとも高潔な任務」が規定されている。それは、「自分の子どもを国家・社会の機関との信頼に満ちた協力の中で、健康で生活の喜びにあふれた、有能で全面的に陶冶された人間、社会主義の能動的な建設者へ教育すること」である。子どもを全面的に陶冶された人間(社会主義人格)および社会主義の能動的な建設者へと教育することが親に求められている。さらに、第42条では、子どもの教育が「国家と社会の承認と評価を受ける、親の一つの重要な国家公民的任務である」(第1項)こと、「親は自分の教育任務を果たす際に、および統一的教育を保証するために、学校、他の教育・継続教育機関、「エルンスト・テールマン」ピオニール組織および自由ドイツ青年団と緊密にかつ信頼をもって協力しこれらの組織を支援すべき」(第4項)ことが明記され、子どもの教育目標が次のように規定されている。

子どもの教育の目標は、彼らを、社会的発展を意識的に共同形成する、精神のおよび道徳的に優れ、身体的に健康な人格へと育てることである。自分の教育義務を責任意識を持って実現することをつうじて、自分の模範と子どもに対する一致した態度をつうじて、親は、自分の子どもを、学習と労働への社会主義的態度、労働する人間に対する尊重、社会主義的共同生活の規則の遵守、連帯、社会主義的愛国主義と国際主義へ教育する。(第2項)

子どもの教育は、謙虚、誠実、親切、および高齢者に対する尊重といった性質と振る舞いの形成と不可分である。子どもの教育はまた、結婚と家族に対する後々の責任意識を持った態度へと子どもを準備させることをも含む。(第3項)

DDR 憲法第38条(1968年、および1974年)

こうした家族法の精神は、1968年憲法の第38条において明記されていくことになる。

- (1) 結婚、家族と母性は国家の特別な保護下にある。ドイツ民主共和国の市民はだれも自分

の結婚と家族が尊重され、保護され支援される権利を持つ。

- (2) この権利は結婚と家族における男女同権によって、彼らの結婚と家族を固め発展させる際の社会・国家の支援によって保証される。子だくさん家族、単身の母親と父親には、特別措置による社会主義国家の世話と支援が向けられる。
- (3) 母と子は社会主義国家の特別な保護を享受する。妊娠休暇、出産の際の特別な医学上の世話、物質的・財政的支援および子ども手当が与えられる。
- (4) 自分子どもを健康で生きる喜びに溢れた、有能で全面的に陶冶された人間へと教育し、国家意識を持った市民へと教育することは、親の権利でありかつもっとも高潔な義務である。親は、社会的および国家的な訓育・陶冶施設と緊密で信頼に満ちた協力を請求する権利を持つ。

ここではとくに、母性の保護、子だくさん家族、単身の母親と父親に対する社会的措置が明記されていることが特徴的である。

SED の女性・家族政策

(1) 第 8 回党大会 (1971 年)

第 8 回党大会では、社会主義の発展に対する女性の参加の重要性が指摘され、それをいっそう進めるために、家族での男性の協力、女性の就労のための幼稚園や保育所の増設、子だくさん家族の援助などが提起されている (Bericht 1971: 62, 71)。

(2) 第 9 回党大会 (1976 年 5 月) と SED 綱領

第 9 回党大会報告では、1972 年にとられた家族政策の成果が以下のように総括されている。「われわれの社会政策で 1 つの重要な場を占めるのは、家族、とりわけ子だくさんな職業女性の生活条件を改善するという任務である。16 歳までの 2 人以上の子どもを持つフルタイムで働く母親のすべてには、1972 年以降 18~24 日へと休暇が増えている。3 人以上の子どもを持つ 20 万人以上の母親——交代制勤務女性労働者ではすでに 2 人の子どもを持った母親——に関しては、完全な賃金補償のもとで週 40 時間労働制が導入された。1972 年にはさらに、第 1 子につき 500 マルクの出産補助がそれぞれの子どものにつき 1000 マルクに引き上げられ、妊娠・出産休暇が 14 週から 18 週へと延長された。若い夫婦への無利子貸付金には大きな賛同が得られた」(Bericht 1976: 34f.)。

そして SED の 1976 年綱領では、「経済と社会政策の統一」が掲げられ、まず母子、子だくさん家族、若い夫婦への支援が強調される。「ドイツ社会主義統一党は家族の援助、母子のケア並びに子だくさん家族と若い夫婦の支援に大きく注目する。子どもの出産、世話および教育に結びついた物質的な出費と給付は、ますます社会によって担われ承認される。子だくさん家族はさらなる援助を受けなければならない。幼い子どもや就学義務のある子どもを持った母親の職業活動の条件は計画的に改善される」(Programm 1976: 25)。

その上で、社会主義生活様式の形成は結婚・家族関係の形成をも規定するという視点から、家族教育が重視される。すなわち、結婚パートナーの完全な同権、女性の経済的独立の増大、同権をもつての社会的な生活への参加という社会主義の条件下で、「子どもを、健康で生きる喜びに満ちた人間へ、社会主義人格へと教育することは、親の高度な社会的義務」であること、親は「教育指導者、社会主義青少年団体および公共と共同して、若者を愛、結婚と家族へと準備させるのに大きな責任をもっている」(ibid.: 55) ことが強調されている。

1974 年青少年法

青少年法 41 条では、国家の幹部や教育関係者が青少年を結婚と家族へと準備させる責務が明記されている。「国家・経済の幹部および教員と教育指導者は——親、自由ドイツ青年団、および他の社会組織とともに——、青少年が責任意識を持ち、社会主義行動様式をはっきりと形づくって、結婚、家族生活および自分の子どもの教育へと準備するのを援助する。彼らは若い結婚の調和のとれた発達を促進・支援する」(第 1 項)。

以上のように SED と国家によって女性・家族政策が重視されるなかで、70 年代には女性と家族に対する社会政策がたしかに充実されていく。具体的には、以下のような社会政策と措置が取られていった (Mahrad 1987, Statkova 1974, 原 2002, ヒョーン 1997)。

- ・ 1972 年 4 月 28 日 SED, DDR 政府, ドイツ統一労働組合が、新しい総合社会政策を共同決定。16 歳以下の子を 3 人以上もつ母親には、完全な同一賃金で、週 40 時間への削減。多交替制 (Mehrschichtsystem) で働いている母親には、24 日の平日休暇保障。妊産婦休暇を 14 週 (産前 6 週間, 産後 8 週間) から 18 週 (産前 6 週間, 産後 12 週間) へ延長。病児看護で 3 日以降の労働の免除, 年 13 週まで。この期間病児手当の支給 (この規定は女性だけではなく、単身で子どもを世話しなければならない男性にも適用)。若い夫婦 (26 歳まで) に無利子結婚貸与制度——第 1 子で 1000 マルク, 第 2 子 1500 マルク, 第 3 子以降で 2500 マルク (第 3 子出産で返却不要)。第 1 子から 100 マルクの助産費。
- ・ 1973 年 3 月 22 日 フルタイム就業・学生・職業訓練中の母親および母子家庭に対する、乳幼児の保育所などへの優先入所を指定。
- ・ 1976 年 5 月 27 日 SED, DDR 政府, ドイツ統一労働組合が総合社会政策の拡張を決定。妊産婦有給休暇を 26 週へ延長 (1977 年の DDR 労働法典 244 条で産前 6 週間の妊娠休暇および産後 20 週間の出産休暇が明記)。2 子以上の母親は最後の子どもが満 1 歳になるまで有給休暇取得。2 子 300 マルク, 3 子以上 350 マルクの傷病手当 (Krankengeld) 支給が認められる。
- ・ 1979 年 2 子~3 子家族実現を人口再生産・社会主義建設に不可欠な目標として公式に打ち出す。

(2) SED 女性・家族政策の社会的要因

ではなぜ70年代のDDRにおいて以上のような家族政策が重視されたのであろうか。その措置の背景には、いくつかの社会的要因があった。

人口数と出生数の減少

その最も大きな要因の1つは、出生数が1964年以降低下傾向を示し、1969年以降死亡数が出生数を上回ってきたことにある。表1からわかるように、人口数は1968年をピークに減少傾向を示しているし、合計特殊出生率も、1965年以降低下し、1972年には2.0を割り、1974年には

表1 DDRの人口数、出生数および妊娠中絶数

年度	人口	出生数	合計特殊出生率	申請中絶数	認可中絶数	違法中絶数	年度	人口	出生数	合計特殊出生率	中絶数	中絶率
1946	18,056,600	188,679		約 16,000			1972	17,042,988	200,443	1.79	115,625	33.7
1947	18,891,994	247,275		約 12,500			1973	16,979,620	180,336	1.58	113,232	
1948	19,066,200	243,311		約 17,500		64,000	1974	16,924,737	179,127	1.54	99,757	
1949	18,892,000	274,022		35,000	26,300	76,000	1975	16,850,125	181,798	1.54	88,756	
1950	18,388,172	303,866	2.37	32,000	26,400	84,000	1976	16,786,057	195,483	1.64	83,207	
1951	18,351,200	310,772		8,774	5,000	68,000	1977	16,765,173	223,152	1.85	80,145	
1952	18,328,245	306,004		6,466	3,600	62,000	1978	16,756,074	232,151	1.90	79,087	
1953	18,178,168	298,933		4,725	2,441	64,000	1979	16,744,692	235,233	1.89	85,135	
1954	18,058,936	293,715		3,441	1,714	60,000	1980	16,737,204	245,132	1.94	92,103	
1955	17,944,308	293,280	2.34	2,682	1,241	約25-50,000	1981	16,736,030	237,476	1.85	95,555	26.3
1956	17,715,533	281,282		2,072	987	約23-47,000	1982	16,697,366	240,102	1.86	96,414	26.5
1957	17,517,341	273,327		1,970	948	約22-44,000	1983	16,698,555	233,756	1.79	94,096	25.9
1958	17,354,867	271,405		1,730	926	約22-44,000	1984	16,670,767	228,135	1.74	92,556	25.8
1959	17,298,165	291,980		1,374	767	約22-44,000	1985	16,644,308	227,648	1.73	90,254	25.4
1960	17,240,526	292,985	2.33	1,425	765		1986	16,624,375	222,269	1.70	85,725	24.3
1961	17,124,845	300,818		1,475	825		1987	16,641,298	225,959	1.74	83,840	23.5
1962	17,101,847	297,982		1,350	739		1988	16,666,340	215,734	1.67	80,840	23.1
1963	17,154,925	301,472			87?		1989	16,614,294	198,922	1.57	73,899	21.4
1964	16,983,262	291,867			128?							
1965	17,019,651	281,058	2.48		625?							
1966	17,058,173	267,958	2.42		17,558							
1967	17,082,253	252,817	2.34		20,595							
1968	17,084,101	245,143	2.30		21,582							
1969	17,076,488	238,910	2.24		20,068							
1970	17,058,229	236,929	2.19		20,226							
1971	17,061,009	234,870	2.13		18,700							

Mehlan 1958, 1960; Mehlan/Falkenthal 1965; Statistisches Jahrbuch DDR; Thietz 1992: 218; Henning, G./ Wilsdorf, S./ Henning, M. 1991: 356 より作成.

* 中絶率：妊娠可能年齢の女性人口 1000 人に対する割合

最低の 1.54 を示している。

こうした出生数の低下の要因の一つは、第 2 子や第 3 子およびそれ以上の子どもを産まなくなったことによる。「最近 10 年間では毎年産まれる第 1 子の絶対数は一定であり、他の国々と比較しても高いのに、1973 年に産まれた第 2 子の数は 1964 年に産まれたその 62.0%であり、第 3 子の数は同じ時期の 25.7%に後退している」(Lange 1974: 32f.)。事実、出生順位別新生児の割合

表 2 出生順位別の新生児の割合

	出生数	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子以上
1952	306,004	43.0	29.3	14.3	13.4
1955	293,280	40.9	29.6	15.1	14.4
1960	292,985	41.2	27.7	15.1	16.0
1961	300,818	41.3	27.5	14.9	16.4
1962	297,982	41.0	27.8	14.7	16.5
1963	301,472	39.9	28.3	15.0	16.4
1964	291,867	38.6	29.0	16.2	17.2
1965	281,058	37.7	29.5	15.4	17.5
1966	267,958	37.1	30.2	16.1	16.6
1967	252,817	38.0	30.3	16.0	15.7
1968	245,143	39.1	30.1	15.8	15.1
1969	238,910	41.5	30.0	15.2	13.2
1970	236,929	44.3	29.8	14.1	11.7
1971	234,870	46.7	29.8	13.2	10.3
1972	200,443	52.1	29.1	10.6	8.2
1973	180,336	57.9	28.9	7.2	5.9
1974	179,127	58.7	29.5	6.7	5.0
1975	181,798	58.6	30.7	6.3	4.3
1976	195,483	57.6	32.3	6.2	3.9
1977	223,152	54.1	35.7	6.6	3.7
1978	232,151	53.8	36.0	6.8	3.4
1979	235,233	53.8	35.9	7.0	3.4
1980	245,132	53.9	35.5	7.4	3.2
1981	237,476	52.9	36.2	7.0	3.3
1982	240,102	51.8	36.7	8.1	3.4
1983	233,756	51.4	36.6	8.5	3.5
1984	228,135	50.6	36.9	8.9	3.6
1985	227,648	48.5	37.0	10.6	3.8
1986	222,269	48.0	37.3	10.5	4.1
1987	225,959	46.3	38.0	11.3	4.5
1988	215,734	45.9	38.2	11.3	4.6
1989	198,922	45.9	37.9	11.4	4.8

* 新生児 100 人に対する割合 Statistisches Jahrbuch der DDR より作成。

の経年変化をみると(表2)、70年代に第1子の割合が大きく増えていく一方で、第3子、第4子以上の割合が激減しているのである。

Lange (1974) は、出生数の低下現象の要因として、以下のことを挙げている。職業活動する女性の増加、都市と農村間の生活条件の接近、3歳までの子ども千人中約3分の1しか保育所で保育されていないという状況、子どものいる家族、とりわけ子たくさん家族の劣悪な財政状況、若い夫婦の住宅問題、子たくさん家族が果たしている社会的業績に対する過小評価(ibid.: 34f.)。

について言えば、1973年末には、全労働者・被雇用者の50.2%、全協同組合メンバーの45.8%、職業訓練生の46.9%、大学では全通学大学生の54.1%、専門学校では63.6%が女性となっている(ibid.: 6f.)。また、についてみれば(表3)、1973年の時点で0~3歳の子ども千人のうち社会的に保育されている子どもは359人で、6割以上の子どもはまだ家庭で保育されているといった状況であった。

ところで、出生数の減少の背景には、妊娠中絶法の実施(1972年)による妊娠中絶の合法化が影響していることもたしかであろう。表1を見るとわかるように、法律の発効した1972年と翌年に中絶数は膨れ上がり(1万8700件から11万5600件)、その後70年代では8~9万件前後となっている。

表3 乳幼児の保育施設

年度	施設数 ¹⁾	収容子ども数	保育率 ²⁾	年度	施設数 ¹⁾	収容子ども数	保育率 ²⁾
1955	2,341	67,106	91	1974	5,769	233,626	478
1960	3,691	104,781	143	1975	5,867	242,553	508
1961	4,023	114,726	151	1976	5,970	250,499	570
1962	4,351	123,228	160	1977	6,062	257,990	601
1963	4,545	129,615	166	1978	6,191	266,287	605
1964	4,696	135,185	175	1979	6,365	277,587	603
1965	4,798	142,242	187	1980	6,546	289,550	612
1966	4,944	150,007	204	1981	6,731	301,434	637
1967	5,061	158,255	225	1982	6,926	314,554	657
1968	5,137	165,909	247	1983	7,117	326,464	681
1969	5,220	175,016	271	1984	7,273	335,838	692
1970	5,278	183,412	291	1985	7,431	343,787	727
1971	5,428	196,603	317	1986	7,573	352,028	811
1972	5,523	210,750	359	1987	7,691	353,926	806
1973	5,679	223,385	413	1988	7,770	355,089	799

Statistisches Jahrbuch 1982, 1989より作成。

- 1) 農繁期保育所(Saisoneinrichtung)、長期託児所(Dauerheim)も含む。
- 2) 0~3歳の子ども千人に対する保育されている子どもの割合

表4 早婚数および早婚率

年度	結婚件数	結婚時どちらかが21歳以下での結婚締結				21歳以下で結婚中			
		以下のもとで結婚締結				男 性		女 性	
		1人が21歳以下		両方とも21歳以下		21歳以下			
		数	%	数	%	数	%	数	%
1954	152,224	37,909	24.9	14,633	9.6	20,491	13.5	46,684	30.7
1955	155,410	41,843	26.9	16,294	10.5	22,696	14.6	51,735	33.3
1956	152,580	41,416	27.1	13,594	8.9	20,179	13.2	48,425	31.7
1957	150,069	42,833	28.5	14,232	9.5	20,521	13.7	50,776	33.8
1958	154,361	46,300	30.0	16,086	10.4	22,739	14.5	56,093	36.3
1959	161,863	50,181	31.0	18,867	11.7	25,936	16.0	61,979	38.3
1960	167,583	52,182	31.1	19,952	11.9	27,340	16.3	64,716	38.6
1961	169,438	52,477	31.0	17,985	10.6	25,307	14.9	63,140	37.3
1962	165,677	51,248	30.9	17,889	10.8	24,655	14.9	62,371	37.6
1963	148,330	43,761	29.5	15,785	10.6	21,332	14.4	53,999	36.4
1964	135,855	39,020	28.7	12,932	9.5	17,856	13.1	47,028	34.6
1965	129,002	36,472	28.3	10,256	8.0	13,774	10.7	43,210	33.5
1966	121,571	34,426	28.3	9,059	7.5	11,281	9.3	41,263	33.9
1967	117,146	37,185	31.7	11,108	9.5	12,831	11.0	46,570	39.8
1968	119,676	40,733	34.0	13,093	10.9	14,873	12.4	52,046	43.5
1969	125,151	44,417	35.1	16,353	13.1	18,364	14.7	58,759	47.0
1970	130,723	47,585	36.4	19,363	14.8	21,998	16.8	64,313	49.2
1971	130,205	47,274	36.3	19,718	15.1	22,760	17.5	63,950	49.1
1972	133,575	48,140	36.0	19,005	14.2	22,564	16.9	63,586	47.6
1973	137,410	48,388	35.2	18,718	13.6	22,319	16.2	63,505	46.2
1974	138,816	47,685	34.4	18,310	13.2	21,930	15.8	62,375	44.9
1975	142,130	47,855	33.7	18,026	12.7	21,709	15.3	62,198	43.8
1976	144,590	47,882	33.1	17,365	12.0	21,060	14.6	61,552	42.6
1977	147,402	48,251	32.7	17,381	11.8	21,022	14.3	61,991	42.1
1978	141,063	45,565	32.3	17,936	12.7	20,616	14.6	60,821	43.1
1979	136,884	45,857	33.5	17,749	13.0	21,105	15.4	60,250	44.0
1980	134,195	43,927	32.7	17,172	12.8	20,439	15.2	57,832	43.1
1981	128,174	40,449	31.6	14,491	11.3	17,616	13.7	51,815	40.4
1982	124,890	36,646	29.3	12,186	9.8	15,130	12.1	45,888	36.7
1983	125,429	34,435	27.5	10,498	8.4	13,269	10.6	42,162	33.6
1984	133,900	33,801	25.2	9,643	7.2	12,556	9.4	40,531	30.3
1985	131,514	29,668	22.6	8,061	6.1	10,670	8.1	35,120	26.7
1986	137,208	28,701	20.9	7,217	5.3	9,835	7.2	33,300	24.3
1987	141,283	26,940	19.1	6,849	4.8	9,264	6.6	31,374	22.2
1988	137,165			-		-		-	
1989	130,989	21,861	16.7	5,157	3.9	7,028	5.4	25,147	19.2

Statistisches Jahrbuch der DDR より作成。なお、1946～1953年、1988年については統計データなし。

早婚と離婚

第2の要因は、早婚と離婚の件数の増大である。21歳以下での結婚（早婚）はすでに60年代にも問題になっていたが（池谷2012）、60年代終わりごろから増え続け、1971年には男女両方とも21歳以下での結婚は6組に1組（15.1%）となり、21歳以下の女性の結婚者は1970年に約半数（49.2%）、21歳以下の男性結婚者は1971年に17.5%になっていた（表4）。その後、70年代に減っていくものの、それでも男女両方とも21歳以下の夫婦は12%台、21歳以下の女性結婚者は40%台、21歳以下の男性結婚者は約15%台をキープしている。

また、離婚件数を見ると（表5）、離婚件数は戦後の混乱期以降次第に減り、1959年にボトムになるが、60年代以降次第に増え続け、71年には3万件をこえ（30,831件）、1980年には44,794件と1.5倍に増えている。Grassel/Bach（1974）によれば、DDRの家族の多数は肯定的にかつ安定的に発達しているが、法的離婚件数が増えてきたことも見過ごされてはならない。この高い離婚件数は残念であるし、いかにそれに効果的に対処しうるかを考慮するとしても、そこには一部は家族における女性の同権の実施の増大、女性の自己意識の増大が表現されている（58

表5 結婚件数，離婚件数

年度	結婚件数	離婚件数	年度	結婚件数	離婚件数
1946	125,026	-	1968	119,676	28,721
1947	163,795	-	1969	125,151	28,900
1948	182,697	-	1970	130,723	27,407
1949	190,675	-	1971	130,205	30,831
1950	214,744	49,860	1972	133,575	34,766
1951	195,220	38,110	1973	137,410	38,544
1952	176,421	32,322	1974	138,816	41,615
1953	158,020	30,970	1975	142,130	41,632
1954	152,224	28,214	1976	144,590	44,803
1955	155,410	25,736	1977	147,402	43,137
1956	152,580	23,349	1978	141,063	43,296
1957	150,069	23,298	1979	136,884	44,735
1958	154,361	23,167	1980	134,195	44,794
1959	161,863	24,273	1981	128,174	48,567
1960	167,583	24,540	1982	124,890	49,865
1961	169,438	26,114	1983	125,429	49,624
1962	165,677	24,900	1984	133,900	50,320
1963	148,330	24,649	1985	131,514	51,240
1964	135,855	27,486	1986	137,208	52,439
1965	129,002	26,576	1987	141,283	50,640
1966	121,571	27,949	1988	137,165	49,380
1967	117,146	28,303	1989	130,989	50,063

Statistisches Jahrbuch der DDR より作成。1946～1949年までデータなし。

2f.). 1972年に100件の離婚のうち女性から申請されたものは64.8件(1964年には58.3件)だという事実もそれを示唆している。だが離婚は社会にとって、しかしとくにそれに関係した子どもの多数にとっては、1972年には離婚の70.7%が同時に家族の離別でもあったように、多様な重荷と問題を伴う。それゆえ健康な、安定した結婚・家族関係の配慮に対して目を向けねばならない(583)。

またそれだけではなく、若い人の中での離婚も問題であった。Lange(1974)によれば、5年以内の結婚期間における離婚の割合がきわめて高く、その割合は全離婚件数の37.4%を占めている。ここには「結婚への準備の不十分さの問題」があると、Langeはみる。ここから、たんなる性的啓蒙では不十分であるとして、結婚への道徳が強調される。「パートナーの見解と関心の尊重、誠実・貞節、親の責任といった道徳的価値をもっと強く中心に据えることが必要であろう。そもそも、結婚を結ぶことで義務と責任を引き受けるという感情が高められねばならない」(ibid.: 40)。

家庭における男女不平等

さらに、もう1つの重要な要因があった。それは、DDRでは男女同権が法的にも社会的にも保障され、女性の社会的進出が進んできたし、働く母親の家事を軽減するといった政策もとられてきた。しかしそれにもかかわらず、家庭においては相変わらず男女同権が進んでいないという状況が明らかになったのである。ライプツィヒの市場調査研究所(Institut für Marktforschung)の調査によると、1965年から1970年の5年間に、妻の家事労働時間はほとんど減っていない(Lang 1974: 25, 表6)。ここには家族での夫の協力が少ないことが示されている。したがって「家族での分業(Arbeitsteilung)と結婚・家族生活における夫婦の同権の遂行は、社会主義における結婚と家族の発達にとってのキー問題と見なされうる」(Borrmann/Schille 1980: 25)のである。

表6 家事労働時間の変化

	1965		1970	
	時間	参加率	時間	参加率
妻	37.7	79.4	37.1	78.7
夫	5.5	11.6	6.1	13.0
他の人物	4.3	9.0	3.9	8.3
総計	47.5	100.0	47.1	100.0

Lange 1974: 25.

その後DDRの家庭では、80年代にかけて妻の家事労働時間が多少軽減されてくるが、夫のそれは1時間30~40分に留まり、妻の家事労働時間との間には依然として大きな違いがみられる(表7)。

また女性の社会的進出の中で、妻の側からの離婚申請が増えている。その割合は1972年には

表7 1日の家事労働時間 (時間:分)

	1965 ¹⁾	1970 ¹⁾	1974	1980	1985 ²⁾
妻	5:24	5:18	4:43	4:17	3:49
夫	0:47	0:52	1:34	1:44	1:42

Lange 1974: 25; Autorenkollektiv 1987: 135; Winkler (Hrsg.) 1990: 269
より作成.

- 1) 週時間を1日に換算したもの
- 2) フルタイムで働いている妻のいる家族の調査

全離婚件数の64.8%であり、10～15年間続いた夫婦間では、66.1%となっている (Lange 1974: 42). Langeによれば、妻の離婚理由として、夫のアルコールの飲みすぎ、結婚しているのに夫に別の女がいる、夫が子どものいる前で妻をののしる、妻と結婚しているのに別のパートナーがいる、お金のめもごとなどが挙げられており (ebenda.), ここでも男性の問題が指摘されている。

もっとも、Langeがここでとくに目を向けるのは、男性の問題というよりは、むしろ女性のほうの意識 (とその改革) の方であった。すなわち、「女性の家事労働に対する基本的態度を変えることができなかつたこと」や、「女性に十分に、家事労働がけつして終わらない不快な性質をもつ——それはゴムのように広がることを説明してこなかつた」(ibid: 26) ことをもっぱら問題としているのである。そこで狙いは「女性の精神的要求を高めること」に置かれる。「わたしたちは、女性が古い習慣から、さらにまた職業活動によって家族をひよつとしたらないがしろにするというある恥感情からも解放されることを勝ち取らねばならない」(ibid.: 29)。ここに、DDRにおける「女性運動」の限界を垣間見ることができよう。すなわち、労働者階級の解放=女性解放という図式のもとでは、女性問題は階級問題へと解消され、男性による女性の支配とそこからの女性の解放という視点は生まれようがなかつたのである。

「セックスの波」との対決

第4の要因は、1960年代末から西側で起こったいわゆる「セックス革命」(「セックスの波」(Sexwelle))とイデオロギー的に対決する必要性が求められたことである。Borrmann (1975)は、「セックスの波」を「資本主義諸国で性的なものの肥大化によって人々を不安にさせ政治的・社会的な基本問題からそらせて、それによって現存の支配体制を安定させよう」(5)とするものと批判している。またGrassel/Bach (1974)も「セックスの波」を反動的イデオロギーと墮落した道徳だと断罪している。

階級敵はドイツ連邦共和国のテリトリーからあらゆる手段でもって、成長期にある者の社会主義道徳を掘り崩そうとしている。わが市民に「価値自由な性行動」を提供し、一瞬の幸福のみを追求することを勧めている。現在とりわけ「グループセックス」と「性革命」の宣伝こそが、帝国主義者たちがそれでもって「その反動的イデオロギーと墮落した道徳を常に

新たな装いで男性にもたらそうとしている」，そして青少年を放縦，シニシズム，異性の蔑視，無責任へと誤り導こうとしている当のものである。(583)

こうした認識から，性教育においても，生徒に「セックスの波」と対決させることが求められる。Bach (1973) は，親密領域での一部にまだみられるブルジョア的振る舞いとの対決は，第10学年の教材「発達した社会主義社会」において可能になるので，「学校は「セックスの波」という尊厳を傷つける現象——その波しぶきはポルノグラフィ作品のかたちでわれわれの浜辺に押し寄せるのもまれではない——に対して反対の態度をとる機会をも模索すべきであろう」(9)としている。

なお Bach (1974) でも，性教育のプログラムの柱の一つとして「ブルジョア似非道徳の有害な影響に抗して」が掲げられている。そして，この任務に関して次のように言及されている。「しかしわが共和国ではこの階級社会の根強い遺物が尾を引いているばかりか，むしろ特定の反動グループが BRD の領土から，「セックスと犯罪」を結び付けたり，偽りのアイドルを賛美することでわが青少年を誤り導き，わが社会秩序の人間主義的理想から逸らそうとしている。わが青少年にこの意図を説明し，彼らにブルジョア的三重道徳の拒否を容易にすることは，すべての教育者の前に置かれている一つの任務である」(163)。「われわれは青少年に，これらの問題（「セックスの波」に関する問題——引用者）と対決させる能力を与え，彼らに，USA で惹き起され，BRD と北ヨーロッパで洪水にまで膨れ上ったセックスの波はおよそ，人びとを性の偏見とタブーから解放し人びとの生活をより喜びに溢れたものにし，より幸福なものにするという目標を持たないことをわからせねばならない」(164)。

3. 愛，結婚および家族への準備としての性教育

以上のような女性・家族政策の必要性から，性教育においても「愛，結婚および家族への準備の教育」が中心的なテーマとなり，70年代に推進されることになる。では「愛，結婚および家族への準備の教育」としての性教育は，どのようなものであり，どのような特徴をもっているのだろうか。

(1) 異性との出会い，パートナーシップへの準備としての性教育から，「愛，結婚および家族への準備」としての性教育へ

すでに池谷 (2011, 2012) で指摘しておいたように，60年代における DDR の性教育は，「社会主義人格の全体教育の統合的構成要素」(Grassel 1962: 47)として位置づけられるとともに，「統一社会主義教育制度に関する法律」(1965年)や「家族法」(1965年)にもとづいて，「成長期にある者に，のちに親として自分の子どもに，モデルと教育を通じて，異性との出会いへと準備させる能力を与えること」(Grassel 1967: 7)や「成長期にある者に異性との出会いを

準備させ、友情・愛・結婚における倫理的に価値あるパートナーシップへの能力を彼らに身に付けさせること」(Bittighofer 1966: 721)を、その中心に置いていた。しかし、70年代に入ると、先に見たSEDの女性・家族政策のもとで、性教育においても、「愛、結婚および家族への準備の教育」という側面がますます前景に出てくることになる。なかでも家族づくりの側面が重視されてくる。

1960年代には、例えばGrassel(1967: 6f.)では、性教育は、第1に、「個々人に、異性との関係を通じて意味のある幸福な生活(Dasein)の向上を見出すことができるようにさせる」ことであり、第2に、「自分の性的なものと異性の特性そして最後にまた男女関係の特殊な問題に関する必要な知識を備えること」であり、第3に、「成長期にある者に、後に親として自分の子どもに、モデルと教育を通じて、異性との出会いへと準備させる、そうした能力を与えること」とされていた。ここでは「結婚」や「家族」という用語は出てきてはいない。

しかし、70年代に入ると、Grassel(1971)は、DDRでは性教育は「成長期にある世代を結婚と家族へと準備させる社会的任務」とみなされるとして、性教育が国家公民教育の一部として理解されると同時に「結婚と家族への準備」(125)としても理解されねばならないことを強調してくるようになる。その上で、Grassel(1971)は「成長期にある世代の性教育の目標」を、以下のように書き換えている。すなわち、

「性教育は、個々人に異性との関係を通じて自分の生活が意味のある幸福なものに高まるようにさせるという目標を持つ」。

「その上、個々人に、社会主義道徳の規範に合い、パートナーと自分自身に対する責任を含む行動・体験様式と信念が発達させられねばならない」。

さらにそれには、「自分の性的なものや、異性の独自性そして最後に性関係の特別な問題と結婚・家族生活のダイナミックさに関して必要な知識をそなえること」も入る。この結果この関係の快樂体験の可能性も保証される。(126)

同主旨のことがGrassel/Bach(1974)でも述べられている。そこでは「結婚と家族への準備の一部としての性教育」の目標が次のようにまとめられている。

性教育は異性とのパートナーシップ的な関係を通じて、そしてこの関係の中に自分の生活とパートナーの生活が意味のある幸福なものに高まるのを見出す能力を発達させるのを助けるという目標を持つ。それには、個々人に、パートナーとその発達とに対する責任と自分自身に対する責任をも含めて、社会主義道徳の規範に応じる行動・体験様式と信念が発達させられねばならない。その基礎は同権のパートナーシップである。さらに性教育の目標には、自分の性と異性の独自性、異性関係の特別な問題に関する必要な知識並びに最後に結婚・家族生活のダイナミックさに関する知識を備えていることが入る。この知識は、意識的で幸福

な，パートナーシップ・結婚・家族づくりについての1つの重要な前提である．最後に，性教育の目標には，成長期にある者を，後に親として自分の子どもを模範と模範的な自分の行動そしてよい一般的教育と特別な教育を通じて，異性との出会いへと準備させることができることも入る．(584)

このように，Grassel にとっては60年代では性教育において異性との出会いや親になることへの準備は強調されていたものの，家族や家族づくりはそれほど前面に出されてはいなかったのであるが，70年代には家族づくりが前面に踊り出ることになる．

もっとも，すでに60年代の性教育において結婚と家族づくりが強調されていなかったわけではない．Borrmann (1962) は性的陶冶・訓育の目標を，「異性に対するその性的行動，総じて異性に対するその行動において模範的な人間，すなわち，異性との関係において社会主義道徳の規範によって導かれる人間，清潔できちんとした関係を育む人間，人間の尊厳の承認と自己価値の認識が前提とする責任意識から生じる自制によって際立った人間，愛する能力があり，結婚と社会主義家族づくりへの用意のある人間」(17) ととらえていたし，Borrmann (1969) でも，「性教育 (die sexuelle Erziehung)」 = 「性的陶冶・訓育」を，「人間を自分のセクシュアリティと異性とに対する正しい態度——身体性の生物学的法則に適うが，しかしまた社会主義道徳の規範にも合う——へと教育すること」に関わるものとして，「そのパースペクティブを結婚のうちに持つ，将来の愛への教育」としてとらえている．そしてそこには，「結婚の意義，結婚における権利と義務についての知識を伝えること，性的調和の諸条件——これには結婚における無条件な肯定および結婚の適応への準備が入る——について重要なことを語ること」も，「家族づくりへの準備」，さらには「望まれない婚外の妊娠と出産を防ぐこと」，家族計画，「妊娠のための最も適切な時期を決めること」，とりわけ「避妊具と避妊方法の使用をマスターすること」(702) も含まれていた．

しかし，このBorrmann もまた，70年代に入ると，結婚と家族への準備をいっそう強調することになる．「社会主義的生活様式をいっそう発展させ確固としたものにする際に，労働過程での集団の関係と並んで，社会的共同生活の親密な領域，その作用とポテンツ並びにその意識的な形成が，これまで以上にもっと注目される．全面的に発達した人格への男子と女子の陶冶・訓育のために，そこから，愛，セクシュアリティ，結婚と家族への準備にもっと注目を向けるという任務が出てくる」(Borrmann/Schille 1973: 1111) と．

Borrmann/Schille (1973) によれば，「社会主義性教育は，世界観的，政治的，道徳的，美的および身体的陶冶・訓育と緊密に結びついて行なわれ，つねに，性行動，性パートナーとの関係，結婚と家族への態度を社会主義道徳の意味で規定する道徳的価値体系をうちたてることに向けられている」(ibid.: 1112)．Borrmann/Schille は，社会主義性教育の目標である人間像を総括的に以下の7点にまとめている．

- ・自分の性と異性とに対する行動を，社会主義道徳の規範に合った態度と信念によってコン

トロールできる人間、

- ・異性のメンバーのうち同権のパートナーを認識し尊重して、その人に対する責任を引き受ける用意があり、すべての点で愛することができ、性的関係と親密な性的出会いを意味ある関係の中で築くことができる人間、
- ・生殖器官の解剖学、性的発達の生理学的経過、性生活の生理学と心理学、生殖と子づくり、胎児の発育、妊娠、出産、性生活の衛生、性的パートナーシップ、避妊並びに性的関係の倫理的・法的基礎に関する知識を含む、性科学的な知識・認識体系をもつ人間、
- ・人間の性生活を生活の必要な発達を促進する構成要素として肯定し、性生活がそれを形成するにあたり理性並びに倫理的決定によって本質的な影響を受けることを知っている人間、
- ・自分自身、パートナー、将来の生活と社会並びに人間の尊厳に対する確固とした責任意識から帰結する自制によって際立っている人間、
- ・時代遅れの後期ブルジョアの道德観、害のある環境の影響、非道德的な習慣と行動様式と積極的に対決し、社会主義道德にふさわしく、性関係における見解と態度をオープンに認める人間、
- ・結婚や、社会主義家族——そこでは分別のある家族計画が実現され、子どもが目標に向けて客観的に性的にも陶冶・訓育される——をつくり営むことへの用意があり、そうできる人間。(ibid.: 1112f.; Borrmann 1975a: 3)

Schille (1975) もまた、「社会主義人間像」の諸性質として次のことを挙げている。すなわち、それは「自分の性機能と異性のそれについて正確に精通し、社会主義社会から勧められた家族計画をマスターし、異性との交際において最大限に可能な安全と社会主義道德にふさわしい行動をものにする事」(19)である。

Borrmann/Schille (1980) では、「愛、結婚および家族への準備」としての性教育の基本的立場が、以下のようにまとめられている。

- ・愛、結婚および家族への準備として理解される性教育は、幼児期に始まり目標に向けて計画され、成長期にある者の年齢・発達条件に合わせて、遅すぎる事よりもほとんど害もないので、早すぎることを不安に思わずに、所与の教育・生活条件を利用する、そうした全体の教育に内在する継続的な過程として形成されねばならない。
- ・社会主義では教育がますます全社会的な関心事になるので、愛、結婚および家族への準備もまた、すべての教育の担い手の任務であり、その解決には家族、就学前施設、学校、青少年・子ども組織並びにマスメディアが調整して活動しなければならないし、こうして高い効果が達成されることになる。
- ・集団全体への教育的働きかけは可能であるばかりか、優先すらされねばならない。男女の分離はわずかな特殊なケースにおいてのみ目的に合っている(例えば、女子向けの特別な月経衛生)。個人的な形態は家族では支配的であり、他の領域では、とくに成長期にある

者の個人的に重要な問題が重要となる時には、集団に関連した措置を補う。

- ・子どもと青少年の発達に関する知識と彼らのその都度の状況に対する理解を含んだ、性教育活動に対する教育の担い手の準備と能力とならんで、モデル作用と教育者と青少年との信頼にみちた関係は、愛、結婚および家族への準備の協力を成功するためにつねに目指されそして完全にされねばならない前提ないしは条件である。
- ・男子と女子は教授され、助言される保護状況が与えられることに対する同等の請求権をもつ。彼らの性的陶冶・訓育は無制限に誠実に、自然に、オープンで偏見なしに行なわれねばならない。必要な教授上の単純化で言い逃れをしたり生半可な真実の伝達になってはならない。神秘的に覆い隠して事実を歪めることはしてはならない。
- ・セクシュアリティが人間の喜ばしい生活要素 (beglückendes Daseinselement) として原理的に肯定されねばならないという見解から出発して、社会主義性教育は肯定的なものに向かわねばならないが、かといって否定的現象も無視してはならない。
- ・愛、結婚および家族への準備には、いかなる特別な組織形態も特別な方法 (Methodik) も必要ない。それぞれの他の教育労働に適用しうるしまた利用されもする形態、方法および手段が大いに利用されうる。(中略)
- ・愛、セクシュアリティ、結婚、家族および将来の親業 (Elternschaft) へと成長期にある世代を準備させることに関するこれまでに獲得された諸認識は、これまで以上に人格発達と全体教育を基本的に予後的に考慮することへと含め入れられねばならないし、解決のヴァリエーションとして、将来の措置を定める指導部の決定に密に影響を及ぼすべきである。
- ・わが共和国の教育・学校政策の方向付けにおいて、性教育に、その意義にふさわしい位置価値が認められねばならない。この位置価値は、愛、結婚および家族への準備と関連するすべてのものがすべてのレベルで計画・指導活動の強い構成要素になる (.....) ことのうちにも表現される。
- ・普通教育総合技術上級学校の教授プランはすでに、愛、結婚および家族への準備の可能性を示している。しかし必要なのは、この現存する潜在力を、指摘を狙い定めてもっと開発し、相応する教員用指針によって使えるように準備をして、その潜在力がさまざまな教科の授業やすべての年齢・学年段階で利用し尽されるようにすることである。将来の教授プランを作成する際には、それを授業で取り扱うことで愛、結婚および家族へと生徒を準備させることが促進されうるにはどのような教材群が追加的に採用されるべきであり、そしてそれらがどのように時間的に正しく配置されるべきかが検討されねばならない。
- ・学校の授業外活動では、青少年・子ども組織と緊密に協力して、生徒の期待と欲求に、さらにまた社会のそれに合った、授業と家庭での労働を補完する措置のシステムが、討論の催しや専門家の講演並びに自由選択に基づいたクラブや実用コースを含めて、つくり出されねばならない。
- ・教員教育は、愛、結婚および家族への準備へと教員が目標をもって計画的に参加するため

のよりよい前提をつくり出さねばならない。教員養成 (Ausbildung) はすべての将来の教員に、そして卒業後の継続教育はすべてのすでに働いている教員に、それに必要な知識と能力を伝え、この教育任務を果たすのに不可欠な行動確信を形成するのに貢献すべきであろう。

- ・学校の可能性をもっと利用する際には、親が自分の子どもを愛、結婚および家族へと準備させることができるように教育プロパガンダを質的に改善することに、もっと多くの注意が向けられねばならない。
- ・マスメディアは、任務の極端な言動から自由な態度をとり、特別な寄稿論文では明確な構想から出発し、さらにまたついでに、その消費者に、愛とセクシュアリティ、性パートナーシップ、および結婚と家族における生活から生じてくる彼らの問題をうまく処理するのを容易にする意識内容と行動様式の形成を促進するように方向付けるべきであろう。(112f.)

これが、70年代DDRにおける性教育理論の到達点と言ってもよいであろう。

(2) 性倫理の前景化

では、こうした結婚と家族をいっそう強調する70年代の性教育の特徴はどこにあるのか。すでに上述のことからもわかるように、その第1の特徴は、「社会主義人格の全面的発達」というスローガンのもとに、性倫理の教育という側面をいっそう前面に押し出していることである。性教育で倫理的側面が強調されていることである。

Borrmann (1975) は雑誌『教育学 (Pädagogik)』1975年別冊第1号における性教育特集の「前書き」で、社会主義性教育の基本的な立ち位置を鮮明にしている。そこで強調される第1の点は、「成長期にある者を全面的に発達した社会主義人格へと陶冶・訓育するため」には、「結婚と家族、愛とセクシュアリティ」という「人格的にも社会的にも重要な体験・責任・活動領域へと準備させること」(1)が必要不可欠な環だという認識である。

Borrmann (1978) では、「全面的に発達した社会主義人格」とは「自分の知識と能力並びに自分の態度、信念、感情および性格特徴でもって、生活のすべての領域において存続でき、つねにすべての要求に応じて自分をさらに発達させることができるしその用意があるというように陶冶・訓育されている人間」(81)とされ、性教育との関連が次のように述べられている。「社会主義的人間形成のこの一般的目标が実現されうるのは、職業と社会的活動のすべての他の形態へと準備させる要件と並んで、愛、セクシュアリティ、結婚および家族へと準備させることにも十分な余地が与えられている時である。政治、世界観、文化・美学、道徳、労働・防衛等々、これらの教育と並んで、性教育もまた統一的な教育過程全体の構成要素になるときに初めて、人格発達の全面性への不可欠な要求が実現されうる」(ebenda.)。

第2に、そこではわけても性道徳が重視される。「全面的に発達した社会主義人格の形成への

性教育特有の貢献は社会主義道徳の規範にふさわしい性意識・行動を発達させることである。その発達はもちろん、世界観的・政治的・道徳的・美的・身体的陶冶・訓育と緊密に結びついてわれねばならないし、つねに道徳的価値体系の構築に向けられていなければならない」(Borrmann 1975: 2)。したがって、性教育は「狭義の意味での性的なもの、性パートナーとの親密な性的付き合いのテクニックおよびそれへの準備」へと狭められてはならず、むしろ「社会主義における性的陶冶・訓育は、人間の性行動、異性との関係、人間の結婚準備と結婚能力の発達、人間の家族意識並びに子どもを持ちたいという願いの発達に影響を持つものすべてに関わる」(ebenda.) とされる。

第3に、性教育はイデオロギー的攻勢という意味をも持っている。性教育は「性領域における事実・規範・関連に関する知識を伝達してそれを内面化することを促進して、それらが行動に働きかけるようにさせること」をめざすが、それは同時に、「世界の帝国主義的支配システムから発しそれによって操作されるイデオロギー的妨害工作——その明確な目標は社会主義国家共同体の諸国において社会主義道徳・生活様式の形成と強化等を困難にさせることであるが——に立ち向かうための措置の最も好都合なやりかた」でもある(2f.)。それゆえ社会主義性教育の1つの重要な関心事は、「若い人を性的問題群との対決へと準備させて、この領域で洗練されてなされるイデオロギー的働きかけを見抜いてそれに攻勢的に立ち向かうことができるようにさせること」(3)である。このことは、「社会主義人格に、自分のセクシュアリティを性愛へ組み込み、人間全体をとらえる文化豊かな異性との関係——この関係のうちに社会主義人格は愛においてそして愛を通して幸福を見出すが、この幸福は社会全体に対する眼を曇らせることなく、社会生活の全領域にわたるよき業績達成(Leistungen)のための力の源泉になるものである——を可能にさせる倫理的決定を下すように準備させそうできるようにさせる、そうした性意識・行動」(ebenda.)を育むことにほかならない⁵⁾。

Grassel/Bach (1979) も、「マルクス主義性倫理」の重要なメルクマールとして、以下の点を挙げている。

- ・パートナーシップ・親密関係の領域においても男女同権は不可欠である。
- ・社会的発展の次の段階には、単婚(一夫一婦制婚)が結婚パートナーの利害そしてまた子どものそれをももっともよく保証できる形態である。
- ・そこから、パートナーに対する貞操・忠誠を本質的な価値として把握しつくり出すことが出てくる。
- ・社会主義パートナー関係は相互に対する責任の承認と実現によって特徴づけられている。
- ・社会主義人格のパートナー関係はたいてい、快樂機能が肯定される親密関係を含む。
- ・大人世代の成長世代に対する責任はとりわけ、パートナーシップ、結婚および家族の問題との出会いへと準備する際に、十分な決定援助を、相応する陶冶・訓育活動によって果たすことにある。(13)

しかし、問題は、こうした性倫理とそれへの教育も、社会主義人格の全面的発達というスローガンのもとに、社会主義的生活様式のいっそうの強化という SED の国家的政策の要請に従属しているということである。社会主義的生活様式をいっそう発展させ確固としたものにするためには、労働過程での集団的關係における人格発達と並んで、社会的共同生活の親密な領域である家族とそこでの人格教育が重要な意味を持つからである (Borrman/Schille 1973: 1111)。ここから、家族において「愛、セクシュアリティ、結婚および家族への準備にもっと注目を向けるという任務」(ebenda.)が出てくる。もちろん、これは社会主義人格の教育という SED の国家目標の一環、その1つの重要な構成要素として位置づけられる。「愛、セクシュアリティ、結婚および家族へと成長期にある者を準備させることは、それゆえ社会主義的陶冶・訓育全過程の一つの任務および構成要素として把握されねばならない」(ebenda.) ののである。

ただし、その際注意すべきは、性教育は「結婚と家族への準備」(への教育)と同じものではなく、その重要な一部をなしているということである (Grassel/Bach 1974: 584)。「結婚と家族への準備は性教育よりも包括的である。そこには、家庭経営、経済、家族・市民法の知識の伝達、育児と子育て・子どもの教育、料理における知識の伝達、有意義な余暇づくりの可能性について知ること、および相応する特別な技能と能力の発達が入る」(Bach/Grassel 1975: 839)。つまり、包括的な「結婚と家族への準備」教育がまずあり、その重要な環として性教育が位置づけられているのである。

(3) 異性愛にもとづく正常な完全家族

正常で完全な家族

70年代の性教育のもう1つの大きな特徴は、そこで含意されている「家族」像にある。すなわち、ここで想定されている家族とは、まず第1に、異性愛にもとづく男女関係であり、家族はそうした異性愛の両親と子どものいる共同体だということである。「家族は、性関係にもとづく共同体である。それは異なる性のパートナー間の結びつきとしての男女の共同体であり、両親とその子どもとの間の共同体である」(Hörz 1979: 20)。ここでは、セクシュアリティも、その快楽機能が指摘されつつも、生殖=子づくりに従属させられている(セクシュアリティ=生殖)。

Hörz (1979) はあからさまにも、こう述べている。「セクシュアリティは家族づくり、家族の維持、したがって社会の再生産に奉仕する、というも婚外性関係はほとんど、社会の単純再生産を保証することにはならないからである。社会のさらなる存続にとって決定的なのは、子だくさんの家族である」(20)。

このように、DDRにおける家族像として、まず異性愛が自明な前提とされているばかりではなく、性も生殖と一体のものとしてされているのである。かくして結婚と家族への準備としての教育では、異性愛=性=生殖 という近代家族の三位一体が継続され、それが前提とされているのである。

したがって、DDRで理想とされる家族は、先のことからもすでにわかるように、「正常で完

全な家族」なのである。家族とは、まずは両親がきちんと揃っている「正常な家族 (Normalfamilie)」(Mannschatz 1971: 92) でなければならない。たしかに DDR では離婚が公認され、母子家族が現実に存在し支援され、婚外子も公的には差別されていない。それにもかかわらず、母子家族は「正常な家族」とは見なされないのである。

次に、その理想的な家族は「2~3 人の子どもがいる完全家族 (Vollfamilie)」(Bach/Grassel 1979: 236) だとされる。それは、Bach/Grassel (1979) によれば、第 1 に、この正常で完全な家族が「われわれの人口学的状況」に適っているからである (236)。つまり人口の再生産と増加に見合うものだからである。第 2 に、完全家族は「最大限の人格発達にとって必要な諸前提に関するわれわれの考えにも最もよく適っている」(ebenda.) からだとされる。ここで人格発達の前提として考えられているのは、両親が「性役割を引き受けるための現在のモデル」となること、より多くの子どもがいれば彼らの中での「相互教育」が可能になること (ebenda.)、などである。

こうした「正常」な社会主義家族像のもとで、「社会主義の発展に対する責任を引き受け、自分の生活の意味をわが共和国を強め強固にすることのうちに見る新たな社会主義の人間を教育すること」(Hörz 1979: 25) が家族に求められるのである。

ホモセクシュアリティに対する両義的態度

すでに、1968 年の刑法改正でホモセクシュアリティに対する刑罰規定 (第 175 条) は削除されてはいた (池谷 2009: 88-89)。しかし、以上のような家族像からすれば、当然生殖に結びつかないホモセクシュアリティは積極的に受け入れることができないものとされることになる。

例えば、性科学者の Schnabl (1974) は、たしかにホモセクシュアリティそれ自体をもはや病氣としてはとらえてはいないし、社会的に危険なものだとも見なしてはいない。

同性 (愛) 的行動は、相互に合意された成人の大人の間での単純な形態では法益を損なわないし、社会に危険ではないし、そしてまた、ホモセクシュアルな性質の担い手が——その性質が生まれつきか獲得されたものであるかに関わりなく——彼の固く根付いた全体的な人格構造からして、ホモセクシュアルとは違ったふうに感じるができないし、彼に、ヘテロセクシュアルな人と同様に持続的な節制が期待されえない限り、罪となる犯罪とも見なすことができない。(475)

しかし、Schnabl はホモセクシュアルな人の刑法上の訴追に反対することは、「同性 (愛) 的行動の弁明をするものではない」と、とわざわざ断りを入れている。「もっぱら重要なのは、ホモセクシュアルな人に対するヘテロセクシュアルな住民の多数派の伝統的な偏見と心理学的に説明しうる嫌悪が、この住民の少数派——彼らはどっちみち家族作りと親になることを諦めることで不利益を被り、彼らの素質によって葛藤の危険がある——にある法的基礎を与えるのには、ほとんど適切ではないことを示すことである」(ebenda.)。つまり、Schnabl はホモセクシュア

ルを弁護するものではないが、彼らに対する偏見が意味あるものではないとしているのである。

ではホモセクシュアルな人の処置は Schnabl はどう考えているのか。ここでも Schnabl の立場はどれも曖昧である。たしかに、Schnabl は、これはホモセクシュアリティの治療を意味しない、と言っている。「精神療法の関心事は、ホモセクシュアルな人をヘテロセクシュアリティに転極させる (umpolen) ことではない」。しかし、「セクシュアリティは、それがどの対象に向かうかはまったくどうでもよいが、とりわけ青少年期には出来上がって固定したものではなくて、ある限界内で可塑的で象ることができるものである」から、「われわれは、ホモセクシュアルな人が彼に合った性 (Geschlechtlichkeit) を開発し、固定した結びつきと責任意識のあるパートナーシップへと向けることで、ある程度の倫理的水準へと導き、倒錯的な脱線を食い止め、違ったふうを感じている周囲との衝突を緩和するように援助することができる」(478) とされる。

Bach (1974) は、上級学校における問題領域「異常、ホモセクシュアリティ」の取り扱いについて助言している。Bach は、80年代になると積極的にホモセクシュアリティの問題に取り組むことになるが(池谷 2009: 87)、この時期の Bach のホモセクシュアリティに対する態度はまだ両義的である。Bach は一方では、ホモセクシュアリティを誤った行動だとしている。「最も頻繁に生じる誤った行動は、ホモセクシュアリティである」。しかし他方では、だからといって彼らを差別してはならないと考える。「われわれは、ホモセクシュアルな男性は女性の敵でホモセクシュアルな女性は男性嫌いであると考えてはならない。われわれは彼らとの「仕事の」付き合いでは、まれに彼らの誤った行動について何か気付くだけである。「セクシュアリティはまさにたんに「アンサンブルの人間のほんの一部」でしかない」(255) からである。

また、Bach は Schnabl と同様に、「大人間のホモセクシュアリティは人間の共同体にとって危険がないので、刑罰の理由にはならない」(256) と考えている。ホモセクシュアルな行動は犯罪や墮落ではないのである。こうした両義的な態度から、次のように助言されることになる。「ホモセクシュアルな人と友達になったり彼らの仲間 (Gesellschaft) を訪れるべきではないであろうが、しかし彼らを侮辱すべきでもない。われわれはすべての人間の人格を尊重し、彼らのなしたこと (Leistungen)、彼らの性格に従って判断しよう」(ebenda.), と。

こうしたホモセクシュアリティに対する両義性は、DDR の国民健康委員会発行の雑誌『君の健康 (Deine Gesundheit)』1978年第2号に掲載された Misgeld/Tosseti (1978) にも見られる。すなわち、一方では、ホモセクシュアリティは「遺伝という意味においてではなく、母体内で発育する胎児の生殖腺の発達欠陥として」生得的なものだとして理解される。そこから、「各人は、ホモセクシュアルな接触を好むという噂が広まったり知られている同僚に対する態度を修正すべきであろう」といった寛容な態度が示される。しかし他方では、ホモセクシュアリティを正当化してはならないとされる。「過去のすべての歴史的時期にホモセクシュアルな人がいたという事実は、彼らの合法的な、幾人かの人の本性にふさわしい生存の証拠として、したがって彼らの正当化とみなされてはならない。こうなれば、将来においてもその人によって困惑させられた人の生活を困難にする現象に対する、科学の降伏であろう」(Grau 1995: 130 より)⁶⁾。

(4) 愛、結婚および家族への準備教育

では、広義の「愛、結婚および家族への教育」はどのようなものとして構想されているのであろうか。ここでは Borrmann/Schille (1980) の議論を中心に見ていく。

愛、結婚および家族への準備教育の必要性、その目標と内容

Borrmann/Schille (1980) は、青少年を家族生活と子育てへと準備させる必要性として、ソ連の Iljanaja の指摘する以下のような「社会主義における社会的諸条件の変化」に付け加えて、さらに「避妊の新たな人間的な可能性と、延長された職業教育と同時に結婚の早期化」(32) を挙げている。

- ・普通上級学校教育への移行。その結果今日全青少年は 17 歳か 18 歳まで、すなわち、結婚問題が次の展望に入る年齢まで学ぶことになる。
- ・社会制度としての家族における諸変化。子ども数の減少、これによって家族ではもはやかつてのように幼いきょうだいを世話する技能が得られない。家族における家事労働の減少並びに子ども、とくに男子の経営的技能の不足。
- ・若い家族の離婚の一定の増大。その原因は男子と女子を結婚と子育てへと準備させることの不足にある。(31)

Borrmann/Schille (1980) によれば、この学習過程の目標は、「成長期にある者に社会主義的結婚と家族に関する観念を形成し、当該の知識を伝え、それにもとづいて結婚と家族において社会主義的な結婚内および家族内での行動様式を形成できる、そうした能力と行動気質を形成すること」(32) である。その際、学校でのこの教育は、授業および授業外活動での全教育過程の原理という基本形態と、独自の授業コースという基本形態という 2 つの形態において、行われるものとされる。

また、この準備教育の内容として、以下の柱が挙げられている。

- ・政治的・道徳的内容 (社会主義における結婚と家族の社会的機能、家族における社会的関係の性格、男女の共同生活のための社会主義的規範と家族生活、愛と責任の弁証法的統一としての結婚と家族、青少年のセクシュアリティと親密な関係の肯定、男女同権)
- ・経済的内容 (結婚パートナーの同権にもとづいた家族の日常生活づくり、家族における労働組織、合理的な世帯のやり繰り、必要な修繕での自助、収入の使用、家族向けの社会政策上の措置)
- ・法的内容 (社会主義における結婚と家族の法的基礎、結婚パートナーの社会的な権利と義務、教育権と教育の義務)
- ・心理学的内容 (結婚パートナーの選択、パートナーへの適応、個人的な関心と感情の保護、肯定的な家族風土の育成、家族内の葛藤の解決、子どもの発達心理学的特殊性)
- ・教育学的内容 (子どもの発達と教育の基礎、家族における教育の内容と方法、社会主義的

な親子関係の発達)

- ・性的内容 (セクシュアリティと性的関係に関する知識と態度, 親密な関係づくり)
- ・医学的・衛生的内容 (応急手当と病人介護の基礎, 乳児と幼児の世話と保育, 家族計画の基礎, 性器の衛生) (36)

また Bach/Grassel (1975) は結婚と家族への準備は性教育よりも包括的なものであるとして, そこには以下の内容を含ませている. すなわち, 「家庭経営, 経済, 家族・市民法の知識の伝達, 育児と子育て・子どもの教育, 料理における知識の伝達, 有意義な余暇作りの可能性について知ること, および相応する特別な技能と能力の発達」(839) である.

愛, 結婚および家族への準備教育の具体的な実践例

性教育よりも包括的である「結婚と家族への準備」(の教育)として, 70年代以降提案され実施されたのが, 学校における授業外でのクラブ活動 (Arbeitsgemeinschaft) 「結婚と家族への準備」であり, もう1つは, 学校外における結婚学校 (Eheschule) である.

1) クラブ「結婚と家族への準備」での活動

Bach/Grassel (1975) によれば, このクラブは第6~第10学年で行なわれ, 次のようなプログラムからなっている (840).

- ・料理 (Kochen und Backen)
- ・家庭経営
- ・世帯の家事 (Haushaltsführung) と経済
- ・家庭の手仕事者 (Heimhandwerker)
- ・裁縫, 手芸
- ・文化豊かな余暇づくり
- ・育児と子育て
- ・家族・労働法, 日常の法律問題
- ・パートナーシップの社会的・心理学的・生物学的諸問題

この最後の「パートナーシップの社会的・心理学的・生物学的諸問題」では, 「青少年期の特殊性, 望ましいパートナー像, 避妊と家族計画, 衛生から性的なパートナー問題にいたる知識」(841) が取り扱われ, 伝達される. Bach/Grassel (1975) によれば, このクラブ活動を通じて参加している生徒の家族に対して, とりわけ時代遅れの男女の役割観の廃止や克服という点で影響を及ぼすことができるという (839).

Bach たちが作成した, 第8~10学年用の基本プラン (Rahmenplan für eine Arbeitsgemeinschaft "Vorbereitung auf Ehe und Familie" (Klasse 8-11) 1981) によると, このクラブの教育目標は, 次のようになっている.

教育目標

青少年を、次の信念へと導く、すなわち、社会主義社会の将来にとっても、安定した結婚が、子どもの世話と教育という目標を持った共同生活の最善の形態であるという信念、安定した結婚が社会的な保障と安全を伝え体験しうるものにするという信念、それが正しい人間間の行動様式と無制限な自由なコミュニケーション、相互の精神的励まし、個人の自己実現、こうしたことの効果的なトレーニングへの可能性を、したがって同権への可能性を与えるし、性的欲求の人間に値する充足の1つの持続的な形態であるという信念へと導く。

青少年に、正しいパートナー選びへの基本的な準備によって間違った決定が減らされ、実践的な知識と技能の獲得および認識の発達によって、結婚の過程と家族が肯定的な影響を受けることになることに馴染ませる。きわめて重要なのは、すでに男子と女子間の婚前の恋人関係において、社会主義的な人間性と道徳の原則が重んじられていること、すなわち、とくに次のことが重んじられていることである。

- ・ 人格的な好意と愛と並んでそしてそれとともにつねに信頼と責任が共通の幸福の基礎であるべきこと、
- ・ けっして不信、嫉妬、エゴイズムと狭量な態度がパートナーシップ関係を規定してはならないし、たいていの矛盾は援助的な批判と自己批判への用意とによって克服しうること、
- ・ パートナーシップ関係は決して「純粋な私的事柄」ではなくて、パートナーの家族、パートナーの労働集団および社会に影響を及ぼす、したがって、人格的幸福を保証するために、社会的援助が要求されうるし要求されるべきである。
- ・ 結婚と家族に関する敵の諸見解との対決がつねに議論へと組み入れられるべきであろう。

(136)

このクラブの規模は20人以下とされ、月に2回午後か晩早くに開かれることになっている。また、このプランでは、教授内容は、料理、家事、文化豊かな余暇、パートナーシップの社会的、心理学的および生物学的諸問題という3つの大きな群 (Komplex) からなる。がとりわけ直接性教育に該当するものである。そして、第8学年では年間30時間、第9学年では40時間、第10学年では30時間当てるとされている。第9学年のプランを紹介すれば、以下のような構成になっている (140-142)。

第9学年

群：料理、家事

- | | |
|---|-----|
| 1. 私たちはケーキ (Rührkuchen)、シュークリーム、クッキーを作る | 2時間 |
| 2. 私たちは魚料理をつくる | 2時間 |
| 3. 私たちはサラダをつくる | 2時間 |

4. 正しい床のケア；結婚と家族における家事の割り振り 2時間
計 8時間

群：文化的な余暇

1. みんなにとっての美 2時間
(.....)
2. 映画の討論 3時間
(準備, 観に行く, 討論)
3. 私たちは小さな贈り物をつくる 3時間
(.....)
4. ディスコないしは「午後のダンスパーティー」 3時間
5. 「誰かが旅行すると、それを話すことができる.....」
青少年ツーリストの情報；旅行の財政計画, 装備等；それはただちにゴールドコーストでなければならぬか？ 2時間
計 13時間

群：パートナーシップの社会的, 心理学的および生物学的問題

1. 愛の冒険 2時間
(恋, 戯れの恋, 誘惑のトリック；婚前に「思い切り羽を伸ばす」——しかしどのように？ 若い愛の危険；愛の悩み；嫉妬, 信頼と誠実；2人だけで居ることと集団)
2. ステディなパートナー関係 4時間
(恋人を家で紹介すべきか？ 好きな近所の人と世論；道徳の社会秩序への依存；パートナー, 家族, 社会に対する責任；成長期にある者の保護と刑事責任年齢に達した者；男女の異なる性的反応様式；優しいことについて；すぐに恋に落ちるの？セックスはいつからいいの？；「自由な」恋愛と「大きな」自由ってどういうこと？)
私たちの敵とそのイデオロギー的な戦争
3. 妊娠と出産 2時間
(経過, 衛生, 痛みの少ない分娩；嗜好品による危険；早産と流産, 双子出産；私たち共和国での社会的立法；社会政策上のプログラム)
4. 実際の乳児の世話 6時間
5. 内密の質問 2時間
(場合によってはついでに産科病棟や保育所を見る)
計 16時間
- クラブ第2年目の終了式 3時間
(.....)

2) 結婚学校

Borrmann/Schille (1980) によると，結婚学校は，普通教育職業学校 Aschersleben と郡人民大学 Sonderhausen のモデルにならって，70 年代初めに DDR のほぼ 50 の郡につくられた．結婚学校は，その緊急な任務を，16・17 歳の青少年を結婚と家族へと準備させることに置き，これによって緊急な社会的要求に応じるものである (62)．

また結婚学校の担当者は，教育指導者，医師，法律家，青少年保護司，および他の社会福祉・保健所のメンバーとなっている．この学校のターゲットグループは，成年式 (Jugendweihe) 参加者，普通教育総合技術上級学校生徒，アヴィトゥア段階生徒，職業訓練生，若い夫婦などさまざまな年齢の青少年であり，また参加者の年齢・発達段階にそのつどあわせて教育課程プログラムがつくられるので，結婚学校の統一的なプログラムはない．

4. 妊娠中絶法と避妊教育の必要性

60 年代後半から 70 年代にかけて，女性のセクシュアリティや妊娠・避妊をめぐる大きな変化が起こった．1 つは，1965 年にピル (DDR では Wunschkinderpille, Anti-Baby-Pille と呼ばれた) が市場で販売されたことであり，もう 1 つは，1972 年に妊娠中絶法が制定され，妊娠中絶が法的に自由化されたことである．

(1) ピルの普及と妊娠中絶法

まず前者のピルについて．Schwarz (1996) によれば，50 年代までは DDR では避妊方法としてはコンドームしかなかったが，61 年以降 BRD にはピルがあったし⁷⁾，全く特別な例外ケースで DDR 市民にも認められていた (153)．そして，家族法によって妊娠中絶の機会が緩和された 1965 年に，オヴォジストン (Ovosiston) が DDR 最初のホルモン避妊薬として市場に出た．これは，ホルモン剤を開発製造していた DDR 唯一の企業であるチューリングゲンの人民所有企業イエーナファルム (Jenapharm) で製造されたものである．その基礎はすでに 1953 年に Alfred Schubert によって築かれており，まもなくホルモン剤を避妊に利用しようという考えが出てきた．しかしそれに関する意見は別れていた．Schwarz (1996) によれば，とりわけ SED 党指導部，とくに医薬品の認可を扱う委員会の中ではとくにそうであった．利用するよりもむしろ害のほうがあるだろうし，ひょっとすると「女どもの性的快楽」を焚きつけることになろう，と何度も警告がなされたという (153f.)．

しかしそうした消極的な態度は徐々に変わっていった．Schwarz (1996) は，そのきっかけとして，次の 3 点を挙げている．1 つには，閉鎖した国境を越えて西側のピルが非合法で入っていたという事情がある．2 つ目は，西ベルリン製造業者の Schering のピルが DDR の指導的な幹部の名誉欲 (西側との競争意識) を焚きつけたことだという．そして 3 つ目は，1963 年以来ピルはいくつかの病院で試行されていたが，それを試したたいの女性がピルの服用を無条件に

続けたがっていたことであった (154)。こうしたなかで、1964年に新たな薬を急速に生産へ実用化せよという、SED幹部の側から明白な要求が出され、1965年11月15日にオヴォジストンは認められて、医薬品リストに載せられることになったのである。

ピルは当初は無料ではなく、1か月パックで3.50マルクで売られた。その後売れ行き数はたえず増え続け、1965年から1967年まではまだ1か月パックが100万個であったのが、1968年には250万個、1969年400万個、1970年500万個、1971年900万個弱、1972年にはもう1300万個を超えたという (155、なお川越修 2009も参照)。

この時期に出た Mehlan の本 (1969) は、さまざまな避妊方法を紹介し解説しているが、そのなかでピルを「快適できわめて信頼できる」(123)ものだと積極的に評価している。また Mehlan は、「望まない妊娠の予防法を既婚者のみに許可し、独身者には留保するのは正当化され得ない」(ebenda.)として、未婚者にも避妊を認めている。

Littmann/Szewczyk (1978)によると、すでに1968年の終わりには18~49歳の既婚女性の10%が「ピル」を利用していたが、1972年にはすでに33%になり、1974年には約40%にのぼっている (67)。さらに若い女性については、Weller たちライプツィヒ青少年研究中央研究所 (Zentralinstitut für Jugendforschung Leipzig) が行った調査 (Partner I 1972, Partner II 1980, Partener III 1990)によると、1972年にはピルの服用は、16~25歳の若い女性の4分の1、16歳の女子で19%、17歳で22%、18歳では30%となっている (表8)。1980年には、継続利用者の割合は16~30歳の女性の50%以上を占め、18歳では64%にのぼっている (Weller/Ahrendt 1993: 73)。

表8 ピル利用率 (%)

	1972	1980	1990	1990*
16歳	19	20	53	77
17歳	22	37	52	79
18歳	30	64	76	88

* 性交経験のあるもののみ Weller/Ahrendt 1993: 74.

ドイツ民主女性同盟代表者 Ilse Thiele の信頼できるメモ「「オヴォジストン」投与に関する情報 (Information zur Verabreichung von "Ovosiston")」には、こう書かれている。「ベルリンでは現在、ピルの投与に対する女性の申し込みに応えるのに産婦人科医の数が十分ではない。というのも処方箋を書くことばかりではなく、診察と相談がそれに伴わねばならないからである。したがって個々の医師はグループ診察の実施に移っているが、しかし診察はそれでもまだ残っている」(Schwarz 1996: 158より引用)と。

妊娠中絶法 (1972年)については、すでに池谷 (2009)でも論じたが、この法律により12週以内での中絶が可能となり、ピル (16歳以降) や子宮内ペッサリーが無料になった (「妊娠中絶法とそれと結びついた16歳からの女子への避妊薬の可能な支給に関する指令」)。Schwarz (1996)によれば、その1年後には妊娠中絶は5倍に増え、出生数は飛躍的に減った。すべての

新産婦の約70%と妊婦の60%が中絶を決意したのである(159, なお表1も参照)。また Mahrud (1987) によると, ロストック県では1972年に15~19歳の青少年女性の12.3%, 1973年には8.8%が妊娠中絶に関わっていた(139)。さらに妊娠中絶全体数に占めるこの青少年女性の割合は, ロストック県では1977年まで上昇し, 14%にさえたのぼった。とくに心配されたのが, 16歳女子での妊娠の増大であり, 1972年の妊娠中絶合法化以来1977年までに16歳の中絶者数は倍加したのである(140)。

このように, DDR では妊娠中絶が自由化されたが, その一方で, とくに青少年女性での安易な中絶が問題化されるようになったのである。

(2) 青少年の避妊と妊娠の実態

では青少年の避妊をめぐる実態は当時どうなっていたのであろうか。Borrman/Schille (1980) の青少年調査によれば⁹⁾, 青少年のほぼ80%は婚前に避妊具・避妊薬を用いることに對して賛成しているが(表9), 実際に避妊具・避妊薬を用いているのは, 女子で30.4%, 男子で34.7%と, 青少年の約3分の1しか避妊具・避妊薬を使用していない(96)。Grassel (1979) の調査でも, 女子の25%しか予防措置を講じておらず, Henning の1976年調査でも, 性交経験のある女子のうち26%しか避妊手段を用いていない(Grassel 1976: 148)。また Harder (1973) の393人の女子の調査によれば, 用いている避妊手段としては経口避妊薬59%, オギノ式8%, 他の手段12%となっており, 14%が避妊手段を用いていない(ibid.: 149)。

表9 婚前の避妊手段の使用について

避妊手段使用に関する態度	数	%
完全に肯定	691	47.8
一部肯定	464	32.1
否定	156	10.8
評価できない	120	8.3
複数回答	14	1.0

Borrmann/Schille 1980: 96.

性交と避妊手段とを年齢別に比較したものが表10である。これを見るとわかるように, 避妊具・避妊薬を使わない青少年は性交しない者よりもずっと多く, 年齢が上がるにつれて, 性交しない者の割合は急激に減っていく(つまり性交する者が急に増えていく)のに, 避妊具・避妊薬を使わない青少年はさほど減らない。すなわち, 性交する者は増えるのに, 避妊具・避妊薬を用

表10 性交と避妊薬の使用との比較 (%)

	16歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	20歳以上
避妊薬を使わない	74.6	77.6	72.6	67.8	53.1	31.1	26.3
性交しない	75.0	70.0	49.0	36.2	18.6	4.8	7.7

Borrmann/Schille 1980: 97.

いない青少年が多いのである。

実際、避妊手段について十分に教えられたかを質問すると、42.3%は「いいえ」ないしは「不十分」だと回答している。第8学年を修了していない生徒では62.6%、16歳以下の生徒で55.1%、16歳で50.8%となっている (Borrmann/Schille 1980: 98)。

むしろ、青少年は以下のような時期に避妊について教えてもらいたいと考えている (表11)。すなわち、彼らは、14歳 (第8学年) 頃までには避妊について教えてもらいたいと望んでいるのである。

表11 避妊を教えてもらう時期について (%)

年齢	青少年全体	女子	男子
14歳以前	44.8	50.3	38.6
14歳	40.9	36.1	46.3
16歳	8.6	5.8	11.8
18歳	0.1	0.1	0.1
もっとあと	0.1	0.1	0.1
複数回答	5.4	7.5	3.0

Borrmann/Schille 1980: 99.

また、青少年は望まない妊娠中絶をできることを歓迎している (表12)。

表12 望まない妊娠の中絶に対する態度 (%)

	青少年全体	女子	男子
まったく歓迎	31.3	28.5	34.5
一定の限定付きで歓迎	42.8	47.3	37.8
ほとんど歓迎しない	4.3	4.0	4.6
まったく歓迎しない	7.9	6.5	9.4
きちっとした考えがない	13.7	13.7	13.6

Borrmann/Schille 1980: 99.

* 「女性が望まない妊娠中絶をしてもらう機会をもったことを歓迎しますか」という質問に対する回答

ところで、年少の母親が問題となっていたが、実際に年少女子の出生率は以下のようになっている (表13)。

Grassel (1979) によると、今日年少の母親については、次のような所見が見られるという。

- ・年少の母親は、しばしば危険な環境 (不完全な家族、欠陥のある結婚、不都合な家族風土) の出である。
- ・青少年で母親になった者は主に比較的低い職業資格を持った職業グループの出である。
- ・教育・子育ての態度においては、青少年で母親になった者の方が他の母親よりも肯定が少ない。
- ・青少年で母親になった者の清潔教育は後になってようやく成果が見られる。
- ・青少年で母親になった者の子どもの学業と行動はいくつかの領域で (集中, 注意, 思考,

表 13 年少女子の出生率

年	平均出生率	母親の年齢における女性人口千人当たり		
		15 歳～16 歳以下	16 歳～17 歳以下	17 歳～18 歳以下
1960	83.9	4.0	19.0	54.3
1970	70.1	3.6	20.3	61.5
1971	69.0	3.8	21.0	64.8
1972	58.6	3.5	18.5	58.2
1973	52.4	3.3	16.0	53.1
1974	51.9	3.1	16.7	50.8
1975	52.3	3.2	15.5	50.1

Grassel 1979, S. 162.

言語等) 評価がよくない。(161f.)

こうして、Grassel は青少年で母親になった者には高いリスクが示唆されるので、早い時期の妊娠はできるだけ避けるべきだと結論づけている (162)。

(3) 避妊教育の必要性

たしかに、性教育に関わる生物の教授プランは 1969 年に改訂されて、性教育に重要なテーマの最初の取り扱いが第 5 学年へと前倒しされ、その後再び第 8 学年で集中的に行われることになった。しかし、それは、妊娠中絶法による妊娠中絶の自由化という事態を想定してはいなかったもので、避妊については何も触れずじまいであった。そこで、生物の授業では、先に見た青少年の実態に対応するとともに、「妊娠中絶法とそれと結びついた 16 歳からの女子への避妊薬の可能な支給に関する指令」や妊娠中絶に絡んだ問題も授業でも取り扱うことが求められるようになった (Grassel/Bach 1974: 586f.)。というのも、例えば青少年女子が 16 歳で排卵抑制剤 (ピル) を処方してもらうことができるようになったのに、その作用メカニズムやその可能性と限界については情報を与えられていないという事態が生じることになったからである。また、ただ妊娠中絶が可能であることを知ることだけでは十分ではなく、さらにこれと結びついたリスクや妊娠予防法について十分な知識を持つことが必要となったのである。

Bach (1978) は次のように述べ、教授プランにないからといって避妊問題を避けてよいというわけではなく、もっと積極的に妊娠中絶法に対応することを教員に求めている (なお Bach 1975 も参照)。

教員は教授プランを実現するだけでなく、教授プランの確定時にはまだ予見されていない、党・国家指導部の決議にも応答しなければならない。このことは教員に、新たな発展を認識しそれを自分の教育 (学) 的労働のために利用するという高い責任意識を課す。

妊娠中絶法と、それに結びついた、16 歳以降の女子への避妊薬の可能な支給に関する指令は、例えば、このテーマを授業でも扱うことを必要としている。新たな教授プランはこれ

に関してももちろん何も指示することはできなかった。しかし、教員はそれでも青少年にこれらの問題に熟知させることは必要である。さらに、青少年が16歳で排卵抑制剤を処方してもらうことができるのに、教授プランがそれをはっきりと求めていないからといってその作用メカニズム、可能性と限界について情報が与えられていないとすれば、矛盾している。

(97)

その上で、Bachは、たんに妊娠中絶が可能だということだけを教えるだけではなく、「それと結びついたリスクについて、およびとりわけ予防方法について十分な知識を獲得すること」(98)が無条件に必要なだと考えている⁹⁾。

おわりに——まとめにかえて

本稿では、70年代におけるDDRの性教育を、社会主義人格の全面的発達論、女性労働政策、家族政策の重視、妊娠中絶の自由化という3つの大きな視点との関わりのなかで検討してきた。それを総括すれば、70年代における性教育の特徴を以下の4点にまとめることができるであろう。

その1つは、社会主義人格の全面的発達論が社会主義社会の建設へと人格を丸ごと積極的に動員することを企図しているものにほかならないことである。しかも、その全面的発達の重要な柱の1つとして、親密圏における性的な人間関係が位置づけられ、性教育においても性的関係における倫理的側面が強調されることになる。このことは、60年代末から西側諸国でおこった「性革命」(「セックスの波」)とイデオロギー的に対決する必要性からますます要請されることになった。

第2に、60年代後半以降の出生数と人口の減少を防ぎ、社会の細胞としての家族を安定的なものとし、子たくさん家族を推進するための重要な役割が、性教育にも要請されることになった。すなわち、性教育においても、重点が家族づくりへとシフトし、それまでの異性との出会い、パートナーシップへの準備としての性教育から、愛、結婚および家族への準備としての性教育へと変化していくことになる。

第3に、70年代には性教育において避妊と中絶というテーマが重要な課題として浮上り、提起されることになった。その理由は2つあった。1つには、ピルの開発と女性の服用の普及という状況、そしてまたとりわけ1972年の妊娠中絶法による中絶の自由化という新たな状況を、現行の生物の教授プランはまったく予定していなかった。そのために、この新たな状況に対応する必要に迫られたのである。もう1つの理由は、青少年の最初の性交年齢が低下しているにもかかわらず、避妊の方法とそれに対する知識が青少年にはほとんどなく、妊娠中絶がいわば避妊代りに安易に用いられるという状況が見られたことにある。

最後に、ホモセクシュアリティに対する態度に一定の変化が見られる。たしかに、一方では60

年代にみられたようなあからさまな否定的な態度は見られなくなってきた。しかし、家族政策や社会主義家族像においては異性愛にもとづく男女と子どもがいる家族が「正常家族」と見なされていた。したがって、それからはずれるホモセクシュアリティは、真っ向からは否定されないにしても、歓迎されるものとしては扱われなかったのである。

註

- 1) 1974年青少年法については、保田（1990）も参照のこと。
- 2) したがって、注意すべきは、社会主義への一義的な動員という点を無視してDDRにおける「人格の全面的発達」論を語ることはできないということである。この点において当時の日本における「全面的発達」論の受容のあり方も再検討を迫られることになる。
- 3) Akademie der Pädagogischen Wissenschaften der Deutschen Demokratischen Republik (1974; 1975; 1977) および豊田（1976）から、この研究グループの動向をわかるかぎりで見ると、以下のような会議と報告がなされている。
 - ・1971年5月20日（通算第3回）その報告が *Pädagogik*, Heft 10, 1971 に掲載。
1972年に研究グループ名が「社会主義人格の形成」に変えられ、APW教育科学アカデミーと社会科学研究所の共同研究体制に改組（豊田1976：354）。
 - ・1972年2月3日（通算第6回）基本テーマ：「人格理論に対する基本的なマルクス・レーニン主義的立場と今後の研究のための問題設定」（論文「社会主義人格の発達と教育について」の討論）、この会合の様子が *Pädagogik* 1972, Heft. 7 に掲載。
Kossakowski 「社会主義人格の心理学研究について」
Neuner, Gerhart: 「社会主義人格形成に関する調査研究の諸任務と諸問題」
 - ・1972年2月23～25日 DDR教育科学アカデミー教育心理学研究所とソ連教育科学アカデミー一般・教育心理学研究所のコロキウム「社会主義人格発達の心理学的諸問題」
その報告が *Pädagogik*, 1972, Heft. 8, S. 753-760 に掲載。
 - ・1972年4月6日（通算第7回）基本テーマ：「社会主義生活様式と人格の発達」
Bittighöfer: 「DDRにおける社会主義生活様式の理論的および実践的な諸問題」
Kossakowski: 「コロキウムの有効活用」
その報告「社会主義生活様式と人格発達」が *Pädagogik*, 1972, Heft. 8, S. 749-752 に掲載。
 - ・1972年6月15日（通算第8回）基本テーマ：「人格に対する社会的要求と陶冶・訓育結果」
 - ・1972年9月21日（通算第9回）基本テーマ：「人格とその発達の今後の研究の課題と問題」
 - ・1972年12月19日（通算第10回）教育科学アカデミー第8回全員会議への参加、基本テーマ：「上級学校の内容上の仕上げと関連した、子ども・青少年期における社会主義人格の発達と教育理論的諸問題」
 - ・1973年2月15日（通算第11回）基本テーマ：「労働者階級の発展と社会主義人格の形成」
 - ・1973年5月3日（通算第12回）基本テーマ：「マルクス主義と人格理論——リュシアン・セーフ『マルクス主義と人格理論』の本に関する討論」
 - ・1973年6月21日（通算第13回）基本テーマ：「青少年の発達と社会主義教育の諸条件——わが青少年の発達と社会主義教育のいくつかの条件と合法則性」
W. Friedrich 「12～16歳の子どものいる家族における家族関係と家族教育の諸問題」
Kuhrig 「女性の職業活動のアクチュアルな問題」
 - ・1973年10月4日（通算第14回）基本テーマ：「家族教育の諸問題」
 - ・1973年11月29日（通算第15回）基本テーマ：「哲学会議と人格発達の諸問題」
 - ・1975年5月29日（通算第16回）基本テーマ：「2月7日付の社会科学研究所の基本方向」

(1976～1980年) およびテーマ「人格の共産主義教育の科学的基礎」に関する教育学研究の基本方向1の研究群に関する今後の研究のための問題提起」

・1975年9月18日(通算第17回) テーマ:「12～18歳の生徒・職業生に関する青少年研究中央研究所のインタビュー研究」

4) Neuner (1972) によると、人格と集団、指導と自己活動、外からの教育と自己教育との関係をめぐって、社会主義陣営内部でも対立があった。すなわち、毛沢東主義や「左翼」修正主義はわれわれの人格への志向を「現代修正主義」だとみなし、右翼修正主義は人格なるもの、人格の自由に関する一般人間主義的言説で生きている(612)。こうして「人格の問題はあきらかに帝国主義的敵と、そして左右の修正主義との主要なイデオロギー的対決点になる」(613)。

5) なお、Borrmann (1978) では次のような性意識・行動をもった人格を発達させ固めさせることだと述べられている。すなわち、「自分のセクシュアリティを性愛へと組み込み、人間全体をとらえる異性との文化豊かな関係——この関係のなかにこの人格は愛においてそして愛を通じて幸福を見出す、この幸福は社会全体へのまなざしを曇らさずに、社会生活の全領域にわたるよき業績達成(Leistungen)の力の源泉になるものである、——を可能にする倫理的決定を下す人格、結婚を自分のペア関係の展望として獲得しようとめざし、家族計画が意義あるように実現されて子どもたちが目標めざしてかつ専門知識をもって性的にも陶冶・訓育される、そうした家族をつくり家族を営む能力と用意がある人格」(81f.)。

6) 一方、Thinius (1994) は、この時期にもホモセクシュアリティの再解釈が始まりつつある兆候がみられるとしている。Thiniusはその例として雑誌『Magazin』1973年第12号に載ったSiegfried Schnablの寄稿文「少数派の擁護 Plädoyer für eine Minderheit」と雑誌『Für Dich』1975年Nr. 48に掲載されたPeter G. Klemmの寄稿文「典型的に男性的——これってほんとうにそんな単純なの? Typisch männlich - ist das wirklich so einfach?」を挙げている。前者では、こう書かれている。「同性愛はセンセーショナルなものでもなければ、非道徳的なものでもない……それは性生活の1つの生物学的変種であって、ノーマルな異性愛よりもずっとひどく葛藤にさらされているものである。(……)重要な人間主義的関心事は、男女間の愛の幸福への道が閉ざされる人々に、社会での生活を容易にすること、つまり社会の中で彼らがそして社会のために彼らがわれわれみなと同様に高い業績達成を成し遂げ、そこから彼らが彼らの人格の尊厳の保護に対する請求権を持てるようにすることである」(81)。また後者では「ホモセクシュアリティもまた……まずもって医学的問題なのではなくて社会的問題である。(……)すなわち、セクシュアリティをその生物学的生殖機能から解放……したのは、人間の達成物でもある……(……)ホモエロティックが「逸脱」だといっても、それはただ、伝統的な役割観からずれているだけなのである。けだし「自然なもの」からの逸脱、例えばネズミの性行動からの逸脱は、ある程度は思いつき豊かなペアにあってもホモエロティックなペアにあっても重要なものなのである」(ebenda.) なお、DDRにおけるホモセクシュアリティの歴史をプロテスタント教会との関連でとらえたものとして、ポルスト・長嶋(2012)がある。

7) BRDでは61年6月にSchering社製ピルが市販された。

8) Frankfurt県と首都ベルリンの15歳～23歳の1470人の青少年(女子775人、男子695人)。

9) 同様の主張はすでにBach(1974)でも行なわれている。そこではこう述べられている。

「妊娠中絶の解禁(Freigabe)は女性の同権の実現の表現である。女性自身が今から、この時点で子どもを産もうかどうかを決定する。これによって女性は自分、自分の家族およびわれわれの社会に対する高い責任を引き受ける。この責任意識をわれわれはまだ至るところで前提とすることができない。この責任意識は発展させられねばならない。すなわち、わが成長期にある者、つまり女子と男子と、これに関する倫理的な会話がなされねばならない。その際われわれは明確にはっきりと、どの妊娠中絶も手術であることを強調すべきであろう。この手術が、法律が規定している通りに、病院で経験のある専門医によってなされるとしても、一定のリスクはある。手術の繰り返しはリスクを高める」(161f.)。

* 著者からの引用は，(1974: 5) のように，著作刊行年，ページ数の順に () 内に記す．本文中の傍点はずべて筆者によるものである．

引用・参考文献

- Akademie der Pädagogischen Wissenschaften der Deutschen Demokratischen Republik 1974: Jahrbuch 1973/1974. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Akademie der Pädagogischen Wissenschaften der Deutschen Demokratischen Republik 1975: Jahrbuch 1975. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Akademie der Pädagogischen Wissenschaften der Deutschen Demokratischen Republik 1977: Jahrbuch 1976/1977. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Autorenkollektiv 1987: Kind und Gesellschaft. Eine soziologische Studie über die Geburtenentwicklung in der DDR. Akademie-Verlag Berlin.
- Bach, Kurt R. 1973: Sexualerziehung. Was lehrt die Schule? *Elternhaus und Schule*, Heft 11, S. 8-9.
- Bach, Kurt R. 1974: Geschlechtererziehung in der sozialistischen Oberschule. Entwicklung und Realisierung eines Programms zur systematischen Geschlechtererziehung in den Klassen 1 bis 10 der Oberschule der DDR - ein Beitrag zur Vorbereitung der Heranwachsenden auf Ehe und Familie. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin.
- Bach, Kurt R. 1975: Zur Behandlung der Empfängnis-prophylaxe als Bestandteil verantwortungsbewußter Familienplanung im Biologieunterricht der Klassen 8, 10 und 12. *Biologie in der Schule*, 24 (5), S. 180-184.
- Bach, Kurt R. 1978: Zu einigen Problemen bei der Sexualerziehung in der Schule. In: Szewczyk, Hans/Burghardt, Horst (Hrsg.): *Sexualität. Fakten, Normen, gesellschaftliche Verantwortung*. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin, 1978, S. 97-99.
- Bach, Kurt R./Grassel, Heinz 1975: Zur Problematik der Vorbereitung auf Ehe und Familie im außerunterrichtlichen Bereich. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 24. Jg. *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 10, S. 839-843.
- Bach, Kurt R. /Grassel, Heinz 1979: Sexualerziehung in der sozialistischen Familie. In: Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. (Hrsg.) 1979: *Kinder- und Jugendsexualität*. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin, S. 228-240.
- Bericht des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands an den VIII. Parteitag der SED 1971, Dietz Verlag Berlin.
- Bericht des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands an den . Parteitag der SED 1976, Dietz Verlag Berlin.
- Bittighöfer, Bernd 1966: Probleme der sozialistischen Geschlechtsmoral und der Erziehung der jungen Generation zu sittlich wertvoller Partnerschaft. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg, Heft 7/8, S. 721-731.
- Borrmann, Rolf 1962: Die sexuelle Bildung und Erziehung als pädagogische Problem. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962: *Sexuelle Bildung und Erziehung*. Bestandteil der Erziehung zur sozialistischen Persönlichkeit. Bericht über den Referententag der zentralen Sektion Medizin und Pädagogik am 3. November 1961 in Weimar. Berlin, S. 14-34.
- Borrmann, Rolf 1969: Die Vorbereitung der heranwachsenden Generation auf Ehe und Familie als spezielle Aufgabe der Gesellschaft. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jrg., *Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe*, Heft 8/9, S. 701-703
- Borrmann, Rolf 1975: Vorbemerkung. *Pädagogik*. Beiheft 1, S. 1-6.
- Borrmann, Rolf 1978: Sozialistische Sexualerziehung der Kinder im Elternhaus. In: Szewczyk, Hans/

- Burghardt, Horst (Hrsg.): Sexualität. Fakten, Normen, gesellschaftliche Verantwortung. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin, 1978, S. 81-87.
- Borrmann, Rolf/Schille, Hans-Joachim 1973: Sexualerziehung in der sozialistischen Schule. *Pädagogik*, 28 (12), S. 1111-1121. Hanke, Herbert (Hrsg.): Pädagogische Studententexte zur Berufsbildung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin 1975 に再録
- Borrmann, Rolf/ Schille, Hans-Joachim 1980: Vorbereitung der Jugend auf Liebe, Ehe und Familie. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin 1980.
- Grassel, Heinz 1962: Psychologische Probleme bei der geschlechtlichen Erziehung. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962, S. 44-49.
- Grassel, Heinz 1967: Jugend Sexualität Erziehung. Staatsverlag Berlin.
- Grassel, Heinz 1971: Der Lehrer und die Sexualerziehung. In: Ahrbeck, Rosemarie/ Hoffmann, Franz/ Thaler, Burchard (Hrg.): Sozialistische Persönlichkeitsentwicklung. Tagungsmaterialien der Sektion Erziehungswissenschaft, S. 125-136.
- Grassel, Heinz 1979: Zur geschlechtlichen Entwicklung im Kindes- und Jugendalter. In: Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. (Hrsg.) 1979: Kinder- und Jugendsexualität. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin, S. 91-175.
- Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. 1974: Zur Vorbereitung unserer Jugend auf Ehe und Familie. *Einheit*, 5-74, S. 582-591.
- Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. 1979: Vorwort. In: Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. (Hrsg.) 1979: Kinder- und Jugendsexualität. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin, S. 11-15.
- Grau, Günter 1995: Sozialistische Moral und Homosexualität. In: Grumbach, Detlef (Hrsg.): Die Linke und das Laster. Schwule Emanzipation und linke Vorurteile. Männerschwarm Skript Verlag Hamburg, S. 85-141.
- Henning, G./ Wilsdorf, S./ Henning, M. 1991: Zum Schwangerschaftsabbruch in der DDR - Rechtliche Bestimmungen, Motivationen und soziale Einflußfaktoren. In: Ruth Kuntz-Brunner, Horst Kwast PRO FAMILIA Landesverband Niedersachsen (Hrsg.): Sexualität BRD/ DDR im Vergleich. Gerd J. Holtzmeyer Verlag, S.354-365.
- Hörz, Helga, E. 1979: Ethische Probleme bei der Sexualerziehung Jugendlicher. In: Grassel, Heinz/ Bach, Kurt R. (Hrsg.) 1979: Kinder- und Jugendsexualität. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften Berlin, S. 17-30.
- Klimpel, Paul 1972: Zu pädagogischen Untersuchungen der sozialistischen Persönlichkeit. *Pädagogik*, Heft 7, S. 632-640.
- Lange, Inge 1974: Aktuelle Probleme der Arbeit mit den Frauen bei der weiteren Verwirklichung der Beschlüsse des . Parteitages der SED. Dietz Verlag.
- Littmann, E./ Szewczyk 1978: Beziehungen zwischen Sexualerfahrungen und der Verwendung oraler Antikonceptiva bei Studenten - Vergleich zweier Befragungen aus den Jahren 1966 und 1972. In: H. Szewczyk/ H. Burghardt (Hrsg.) 1978: Sexualität. Fakten, Normen, gesellschaftliche Verantwortung. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin, S. 66-73.
- Mahrad, Christa 1987: Schwangerschaftsabbruch in der DDR. Gesellschaftliche, ethische und demographische Aspekte. Peter Lang Frankfurt am Main.
- Mannschatz, Eberhard 1971: Einführung in die sozialistische Familienerziehung. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Mehlan K.-H. 1958: Das Bild der legalen Schwangerschaftsunterbrechung in der Deutschen Demokratischen Republik. *Deutsches Gesundheitswesen*, Heft 19/20, S. 595-601.
- Mehlan, K.-H. 1960: Deutsche Demokratische Republik. In: Mehlan, K.-H. (Hrg.): Internationale

- Abortsituation Abortbekämpfung Antikonception. Tagungsbericht der Internationalen Arbeitstagung über Abortprobleme und Abortbekämpfung vom 5. bis 7. Mai 1960 in Rostock-Warnmünde. Edition Leipzig, S. 52- 63.
- Mehlan, K.-H. 1969: Wunschkinder? Familienplanung, Antikonception und Abortbekämpfung unserer Zeit. Greifenverlag zu Rudolstadt.
- Mehlan, K.-H/ Falkenthals. 1965: Der legale Abort in der Deutschen Demokratischen Republik. Statistik der Jahre 1953 bis 1962. *Das deutsche Gesundheitswesen*, 20. Jrg., 25, S. 1163-1167.
- Misgeld, G. und K. Tosseti 1978: Homosexualität. *Deine Gesundheit*, H. 2, S. 53-55.
- Neuner, Gerhart 1972: Gesellschaftlich-politische und schulpolitisch-pädagogische Aufgaben und Aspekte der Entwicklung und Erziehung sozialistischer Persönlichkeiten. *Pädagogik*, 27. Jg., Heft 7, S. 605-614.
- Perspektivplan der pädagogischen Forschung 1971 bis 1975 1971: MONUMENTA PAEDAGOGICA 1974, Bd. XVI/2 Dokumente zur Geschichte des Schulwesen in der Deutschen Demokratischen Republik, Teil 2: Halbband, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin, S. 436-444.
- Programm der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands 1976, Dietz Verlag Berlin.
- Rahmenplan für eine Arbeitsgemeinschaft „Vorbereitung auf Ehe und Familie“ (Klasse 8-11). In: Grandke, Anita 1981: Familienförderung als gesellschaftliche und staatliche Aufgabe. Staatsverlag der Deutschen Demokratischen Republik Berlin, S. 136-144.
- Schille, Joachim 1975: Sexualerziehung im Unterricht. *Pädagogik*, Beiheft 1, S. 19-28.
- Schnabl, S. 1974: Die Homosexualität. In: Hesse, Peter G./ Tembrock, Günter (Hrsg.) 1974: Sexuologie. Band 1. Hirzel Verlag Leipzig, S. 450-479.
- Schwarz, Gislinde 1996: Von der Antibaby- zur Wunschkindpille und zurück. In: Staupe, G. und Vieth, L. (Hrsg.): Die Pille. Von der Lust und von der Liebe. Rowohlt Berlin, S. 149-180.
- Statistisches Jahrbuch DDR. <http://www.digizeitschriften.de/dms/toc/?PPN=PPN514402644>
- Statkowa, Susanne 1974: Die Frau im Sozialismus. Informationen, Fakten, Zahlen über die Gleichberechtigung in der DDR. PANORAMA DDR.
- Thietz, Kristen 1992: Ende der Selbstverständlichkeit? Die Abschaffung des § 218 in der DDR. Dokumente. Berlin.
- Thinius, Bert 1994: Aufbruch aus dem grauen Versteck. Ankunft im bunten Ghetto? In: Starke, Kurt 1994: Schwuler Osten. Homosexuelle Männer in der DDR. Ch. Links Verlag, Berlin, S. 11-90.
- Weller, Konrad/ Ahrendt, Hans-Joachim 1993: Teenager und Pille. In: Bach, Kurt R./ Stumpe, Harald/ Weller, Konrad (Hrsg.) 1993: Kindheit und Sexualität. Gerd J. Holtzmeier Verlag Braunschweig, S. 73-81.
- Winkler, Gunnar (Hrsg.) 1989: Geschichte der Sozialpolitik der DDR 1945-1985. Akademie-Verlag Berlin.
- Zentraler Forschungsplan der marxistisch-leninistischen Gesellschaftswissenschaften der DDR bis 1975, *Einheit*, 2-72, S. 169-184.
- 原俊彦 2002 : 「資料 : ドイツ語圏諸国の家族政策関連年表」 <http://faculty1.scu.ac.jp/hara/std/chronological.pdf>
- 保田正毅 1990 : 「東ドイツにおける第三次青少年法と勤労青少年」, 『秋田大学教育学部研究紀要 教育学部門』第 41 号, pp. 63-75.
- ヒョーン, シャルロッテ 1997 : 「ドイツにおける出生率および家族政策 —— 一つから二つへ, 二つから一つのドイツの体験」, 『人口問題研究』1997 年 6 号, pp. 1-17.
- 池谷壽夫 2009 : 「DDR における妊娠中絶の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』(日本福祉大学福祉社会開発研究所) 第 120 号, 2009 年 12 月, pp. 73-105.

池谷壽夫 2011：「1960年代におけるDDRの学校・青少年・家族政策と性教育」、『日本福祉大学 社会福祉論集』（日本福祉大学社会福祉学部）第124号，2011年3月，pp. 1-26.

池谷壽夫 2012：「性教育の必要性とその目標——1960年代DDRにおける性教育の到達点と問題点（その1）」、『日本福祉大学 子ども発達学論集』（日本福祉大学子ども発達学部）第4号，2012年1月，pp. 1-26.

川越修 2009：「ピル（経口避妊薬）とドイツ社会」，姫岡とし子／川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』青木書店，pp. 190-198.

ボルスト，ジャクリーン／長嶋明子 2012：「ドイツ民主共和国（DDR）における同性愛——プロテスタント教会と同性愛者の運動について——」，『愛知県立大学外国学部紀要』（地域研究・国際学編）第44号，pp. 121-141.

豊田久亀 1976：「東独教育学の研究（2）——人格発達の理論——」，『人文研究』（大阪市立大学文学部），第28巻第5分冊，pp. 36-60.

* 本論文は，2011年度日本福祉大学課題研究「ドイツにおける性教育の歴史と現状，課題に関する資料調査研究」の成果の一部である。